

「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」（第9回）議事録

○中村座長 では、時間になりました。ただいまから「インターネット上の海賊版対策に関する検討会」第9回を開催いたします。

御多忙のところ、お集まりをいただきまして、どうもありがとうございます。

今日、御出席をいただいている委員、関係省庁の方々、座席表のとおりでございますが、石川委員と宍戸委員が所用のため御欠席ということです。野間委員については講談社の吉羽様に代理出席をお願いしています。よろしくどうぞお願いします。

今回、前回に引き続きになりますが、中間まとめの案について、事務局から修正点等の説明を受けた後で議論をいただきたいと思っております。

では、開催に先立って知財事務局の住田局長から御挨拶いただきたいと思えます。

○住田局長 本日もどうもお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

非常にこれまで活発な御議論をいただきまして、今日で何とか一区切りつけることができたらと考えておりますが、本日もよろしくお願いをいたします。

○中村座長 では、報道のカメラ撮りはここまでとさせていただきますでしょうか。ありがとうございます。よろしいでしょうか。

続いて、事務局から配付資料の確認をお願いします。

○岸本参事官 お手元の議事次第を御覧いただきたいと思えます。

配付資料のところですが、資料1が事務局の中間まとめ（案）となっております。

資料2-1から資料6までが各委員から御提出いただいた資料でございますが、そのほか机上配付資料として前村委員、林委員から御提出いただいた資料がございます。その他、机上のほうに本日お持ち込みいただきました森委員と川上委員からの資料がございます。

そのほか、参考資料1は事務局からの資料となっております。

御確認いただければと思えます。

○中村座長 よろしいでしょうか。

では、議事に入ります。

まず事務局から中間まとめ（案）について説明をお願いします。

○岸本参事官 それでは、資料1を御覧いただきたいと思えます。

前回、第8回からの変更点について、ごく簡潔に御説明をしたいと思います。

まず、資料1の12ページを御覧いただきたいと思えます。こちらは「インターネット上の海賊版サイトによる権利侵害の深刻化」のところですが、脚注の1でございます。前回、SimilarWebのデータについていろいろ御指摘を頂いておりましたので、その点について脚注の1の半分から下ぐらいなのですが、追記しております。

16ページ、これも脚注の方なのですが、SimilarWebデータについての前回の御意見あるいはCloudflareの対応についての御意見を踏まえまして、脚注の8、9、10を追記しております。

26ページ「著作権教育・意識啓発の重要性」のところですが、前回、カジュアルユーザーについてどういう趣旨で用いているのかということで記載をとということでしたので、脚中の18に追記をしております。

32ページ、正規版流通の促進のところですが、下から5行目、若年層が書籍の電子配信を受けられるように端末や決済方法等について整備すべきという指摘があった。委員の御指摘を踏まえて追記をしております。

40ページ「著作権を侵害する静止画（書籍）のダウンロードの違法化」のところですが、下から2行、このため、今後、以下の点に留意しながら直ちに検討を行うことが適切と考えられるということで、前回の委員の御意見を踏まえて修正をしております、あわせて脚注の25に御指摘の点を追記しております。

42ページ「国際連携・国際執行の強化」のところですが、これも前回の委員の御指摘を踏まえまして脚注の26にCloudflareの抹消について追記をしております。

43ページ、こちらの方では脚注の28でございますけれども、昨今の報道を受けまして追記をしております。また、脚注の32でございますが、前回の委員の御指摘を受けまして、これまで頂いていた意見書の内容について追記をしております。

46ページでございます。こちらは脚注の40と42のところを御覧いただきたいと思うのですが、これも昨今の報道を受けまして両方に追記をしております。

47ページ目「国際的な協力枠組みの構築」という小見出しの後ろ3行のところなのですが、国際的な協力の枠組みの必要性についてということで、国際会議での活動を通じて協力枠組みの構築が必要という指摘、これも委員からの御指摘を踏まえて追記をしております。

58ページ、ブラウザアドオンのフィルタリングソフト、アドフラウド対策のところなのですが、脚注の57に類似事項について追記をしております。アドフラウド対策の後ろのところ、前回は海賊版サイトに出稿する広告主への情報開示、出稿停止要請を行う制度整備について記載をしておりましたけれども、こちらにつきましては委員の御発言の趣旨を確認した上で削除をしております。

68ページ「ブロッキング」ということですが、第3章以降「ブロッキング」という表記につきまして、以前は「アクセス制限（ブロッキング）」という表記にしておりましたが、前回の御指摘を受けまして、以降、全て「ブロッキング」という表記に統一をしております。

そして、「総合的な対策の推進の必要性」のところですが、前回の委員の御指摘を踏まえまして、様々な当事者の協力連携によって十分な効果を上げられるのではないかとということで追記をしております。

脚注の64のところもブロッキングの言葉について追記をしております。

そして、「ブロッキングに係る措置の効果」という小見出しのところですが、アメリカのSOPA法案についての記載を追記すべしという御意見がありましたので、その点を一番

下の3行に追記をしております。

また、回避策の話ですけれども、ユーザー側だけではなくて海賊版サイト運営者側の回避策についても記載をすべしということでしたので、69ページの1行目から追記をしております、脚注の66にも若干詳しく追記をしております。

前回の御意見を踏まえまして「ブロッキングに係る措置を行うための法制度整備について」の御意見を71～73ページにかけて、修正ないし追記をしております。例えば71ページの2つ目から4つ目の○に関しましては修正をしておりますし、72ページの上から4つ目の○、そして、一番下の○は追記をしております。また、73ページも他の海賊版対策の存在ということで上から4つ目の○ですとか回避策の存在の上から4つ目の○のところも追記をしております。

そして、75ページ目「2 ブロッキングに係る措置を行うための法制度整備」の見出しの前のところですが、それでも、「ブロッキングは」ということで、あくまでも他の手法をコスト・時間等も勘案しながら実施し、その効果について検証・評価を行った上で、なお十分な効果が上げられないと判断される場合の最終的な手段として可能性があるものとして議論が行われたということで修正をしております。2の後ろのところも同旨の修正を施しております。

84ページ目でございます。これは「イ 『公共の福祉』による制約」についての御意見ですけれども、前回までの御意見を踏まえまして、上から3段落目、そして、4段落目のところに修正をしております。同様に85ページ目の下から9行目もいろいろな御意見があったことを反映させております。

93ページ目でございますけれども、前回からの委員の御意見を踏まえまして、脚注の84、85、86と追記をしております。

また、96ページ「(10) 他の法益侵害に対する検討の要否について」ですけれども、これも前回の委員の御指摘を踏まえまして、一番下の段落「なお」以下でございますが、追記をしております。脚注の89も同様に委員の御指摘を踏まえて追記しております。

97ページ「(11) どの法律においてブロッキングを規定するのが適当かについて」でございますけれども、この点につきましては一番下の段落「なお」以下のところについて前回の御意見を踏まえまして修正をしております。

また、その次の「(12) (1)～(11)までの検討の概要」ですけれども、少し修正をしております。98ページ目の真ん中あたりですが「本中間まとめに記載された他の海賊版サイトへの対策及びその組み合わせによってもなお達成が不可能ないし事実上著しく困難なものかどうか等を、立法事実に基づき、慎重に検討する必要がある」、この3行を追記しております。

99ページ「第4章 おわりに」でございますけれども、前回の御意見の状況も見ながら全面的に書き直して御提案をさせていただいております。

修正点につきましては以上でございます。

○中村座長 ありがとうございます。

では、自由討議に入りますが、この中間まとめの案について修文の意見がある方から順にいただければと思いますし、資料を提出していただいている委員の方々は、その資料の内容とも関係する部分で適宜御説明をいただければと思いますけれども、前回と同様にお一人3分以内でお願いをしたいと思います。3分経過した時点でベルが鳴るという仕組みですが、まずは1章、2章について御意見をいただいて、その次に3章についていただいて、4章は全面修文という意見も出ておりますので、最後に扱わせていただければと思います。

できるだけ、今日、まとまるのかどうなのかということ煮詰めたと思っておりまして、前半はさっさと修文でのみ定めるところをどんどん飲んでいくということにしたいと思いますので、そのように進めていきたいと思います。

では、最初、1章、2章の部分、10分、15分ぐらいでできたらと思うのですが、意見がある方、プレートを立てていただけますでしょうか。

丸橋さん、お願いします。

○丸橋委員 資料5-1と5-2、どちらかというとなら5-2のほうが1章、2章に関してだと思うのですが、まず資料5-2で山口貴士弁護士から出されたものについて簡単に。

まず意見の趣旨として、CDNサービスを利用している海賊版サイトについて、ディスカバリ制度を利用することにより、運営者の特定は可能である。立法を経ないブロッキングを正当化する緊急避難の補充性の要件は満たされず、ブロッキングを立法する根拠となる立法事実は存在しない。

特定のためのスキームをどうするか。意見の結果、どうするかとありますけれども、今の本文の46ページの脚注41、こういうステータスという伝言をいただいています。ずれていませんね。脚注の40と41のところだと思うのですが、Cloudflareから情報が得られたのは6月29日、PayPal子会社から情報が得られたのは7月16日ですが、それに基づいて国内にも調査を行い、最終的な運営者の特定に至ったのは9月21日とはっきり書いてあるのに、この注の書き方は、なお書きで、もう7月中に終わっているのに全然進展がないという悪意がある注記がついているのはおかしいという意見をいただいている。この辺、事務局、何か御意見はありますか。

○岸本参事官 報道を見てそのまま事実を書いたつもりでおりまして、運営者の特定に至ったのが9月21日ということが5-2に書いてあるということでしょうか。9月に特定に至ったということがどちらかに記載されて。

○丸橋委員 少なくとも7月にPayPal子会社から資料が届いたとしか書いてないですね。

○岸本参事官 事実関係を確認して修文させていただきます。

○中村座長 他にありますか。

川上さん、どうぞ。

○川上委員 12ページにSimilarWebについて、4割増しだとか、いろいろ第8回の資料に基づいた修正が書かれていると思うのですが、この第8回目に立石委員から提出された資料に

関し、私が、今日、持ってきた「SimilarWebの数值は本当に使用できないか？」という資料の方を御覧いただきたいのです。

そうしますと、実は、第8回で提出された資料でSimilarWebの数值が信用できないということで引用された英語の文献が4カ所ございます。その4カ所とも実際に英語のサイトを見ると、全然違うことが書いてあるということが分かりましたので、そこにその内容をまとめてあります。

まず1つは、SimilarWebはアメリカの政府機関である連邦取引委員会が実名入りで注意喚起の文書を出しているという、それぐらい信用できないサイトだという主張なのですが、実際にそのサイトを見ますと、これはFTCが注意喚起したわけではなく、FTCが主催したカンファレンスで、ノースイースタン大学の院生が発表した資料ということです。ですので、FTCが出した文書ではございません。まず、これが1点目。

もう一つ、2つ目の引用された文献では、ハーバードビジネススクール教授のEdelman教授が問題視したと書いてあるのですが、これも元の文章を読みますと、実はEdelman教授が問題視しているのはSimilarWebではなく別の会社です。立石氏の資料では問題視されているのはSimilarWeb、eZanga、BlueLinkと書いてあるのですが、原文を読みますと、SimilarWebのデータを見るとeZanga、BlueLinkが最もBOTのアクセスとかを販売していることがリファラーから分かるということが書いてあって、SimilarWebを使ってこの悪質なアド Fraudについて語っているだけでして、SimilarWebに対しての批判は一切入っていません。

そして、後段で実際にSimilarWeb社を利用すること自体は重大な責任があると指摘したと書いてあるのですが、これも原文を見ますとSimilarWeb社とは書いてなく、実際にはこのSmartmomstyleのようなサイトと書いてあるのですが、先ほど言いましたようにSimilarWebのデータを利用してわかった悪質なサイトのことでして、SimilarWeb自体は入っていません。

さらに、SimilarWebはデータを4割増しにというようなことが書いてあった文献なのですが、これを読みますと、実はSimilarWebのようなアクセスの解析ツール、3つのツールを比較した記事でした。それによりますと、結論として、その3つのサイトのうち、最もデータが正確なのがSimilarWebというように書いています。そしてSimilarWebはデータを4割増しにしているなどというのはどこにも書いていないのです。

記事の中ではGoogleAnalyticsのデータが正しいとして、平均の誤差は1%と最も正確であると書いてあります。ただ、この1%と言っても、GoogleAnalyticsとほぼ同じ数字を出しているという訳ではなくて、実際にはプラス何十%とかマイナス何十%かあって、その平均で誤差が1%ということなのですが、いずれにしても3つのサイトの中では最も正確なのがSimilarWebというように書いてあります。

それと、さらに4つ目、Bloombergのアド Fraudに関するレポートの記事においてもSimilarWebについても言及されているというように立石氏の資料には書いてあるのですが、これは確かに言及されていましたが、これも2番のものと同じで、SimilarWebのデー

タを使って記事を書いているだけで、SimilarWeb自体については特に何か非難するような文言は一切、入っていません。

そのように、もともとSimilarWebのデータはそもそも根拠がない、怪しいというようなことはこの間、2回の検討会議にあたって、ずっと主張されていたのですが、その根拠になるデータは全て間違っていた。むしろ、その記事においてSimilarWebを利用して記事を書いていますので、むしろSimilarWebの信頼性を裏付けるものだった。そして、4割増しというレポートに関しては、SimilarWebが一番正確だという結論づける記事だったということになります。

それと、他にも日本語の個人ブログ記事を見ても、その中にSimilarWebの正確性について疑いがあるというような記載よりも、むしろ、概ね大体正確だというようなことが書いていまして、そして、その数字がおかしいと言っているのは多過ぎるということではなくて少な過ぎるということなのです。どうも少な過ぎるというのはスマホのアプリからの数値がカウントされないということを主張している人がいらっしゃるということで、いずれに関しても今回の海賊版サイトに関しては、もちろん、アプリからのアクセスは関係ありませんし、もし関係あったのだとしても、それは今まで過大だという主張だったのですけれども、むしろ、その場合は過小にしかその数値はならないということです。ですので、そもそもSimilarWebに対する疑義みたいなもの自体が根拠はありませんので、報告書からこのような内容は完全に削除していただきたいと思います。

そして、今回、SimilarWebに対してこの数値が怪しいというのは、立石委員の資料だけではなくて、それを根拠に、今回提出されています情報法制研究会の4ページ目のところにも触れられていますし、森委員の提出された5ページ目のところでも3,000億円という被害額が疑問であるということが書かれていますけれども、これがかなり大きな1つのポイントとなっていますが、このようにSimilarWeb自体の数値は、一般的に信用できないソースであるということは一切ない。

そして、この3,000億円の算定方式、もちろん、これも過大過ぎるというような指摘はありますけれども、これも再三申し上げていますように、実際にダウンロードされて、ある意味、盗まれた金額としては正しい数字です。それを実際には買わなかったからいいだろうというのは、万引きして、これは買うつもりがなかったのだから返せばいいだろうみたいな理屈と全く同じですので、実際にそれで売りが上がりが幾ら減ったかどうかということは本来の争点ではなく、少なくとも3,000億円の被害であるという数字の算定に関しては、もちろん、いろいろな誤差はあるにせよ、妥当なものであるということが言えると思います。

そして、もちろん、そもそも、この数字の誤差そのものが議題になること自体、私はおかしいと思っていまして、「漫画村」の被害が甚大だったというのは客観的な事実だと思うのです。それに誤差があったからといって、では、「漫画村」の被害は少なかったと言えるのか。もしくは、皆さんが守りたいのは漫画文化ではないのか。漫画文化というのは、この誤差が大きければやはり守る価値は無いねというように皆さんは思うものなのですかというこ

とを主張したいと思います。

以上です。

○中村座長 川上さん、修文を具体的にするとところがありますか。その御意見をどう引き取ればいいかな。

○川上委員 そもそもそこら辺、12ページに書いているような記載は全て消していただきたいなと思います。ここに書いている事実そのものがほぼ実際には根拠のないものですので、削除いただきたいと思います。

○中村座長 この12ページの脚注の1のところ。

○川上委員 はい。そうです。

○中村座長 ほかの方、これはどうですか。

どうぞ。

○立石委員 今、御指摘のありましたところ、私、元々の資料を持っていないので初めて見たので、私が間違っているところもきっとあると思います。ただ、1つは最後に仰られた被害額が少ないから漫画文化は守りたくないと言っている訳ではなくて、ブロッキングの法制化を進めるべきではないということを行っているので、そこは論点がすりかえられているかなという話が1点。

それと脚注の部分のところでは、私も直すべきところは直しますが、1のところ、7行目ぐらいに平均滞在自体17.42分に漫画1冊を読むということ自体は、こんな短い時間でという実感がほかの方々と聞いて相当大きいだろうなというところ。

訂正していただいていますけれども、訪問者数は訪問者ではないですね。6億1,989万セッションと書いています。セッション当たりということは人ではなくて1日何回見るかわかりませんけれども、少なくとも4分の1、5分の1に相当する可能性がある。仮に30分で1冊読むとしたとすると、30分を1セッションで済む人もいれば10セッションになる人もいるわけで、その数が出てこない、これに単純に515円を掛けるという数字はちょっと違うかなと思います。私自身の出した数字に関しては、もう一回、精査したいと思います。

それとBOTを使っていないという話に関しては、これはどこにも書いていないと思いますので、確かにもう「漫画村」がなくなっているのだからBOTを使っているかどうかの確認がとれないのですけれども、BOTを使っている可能性が非常に高いということもありますので、その部分については注記に残していただきたいと思います。

○中村座長 立石さんの仰っているのは、ここを削除するのは反対ということですか。

○立石委員 そうです。

○川上委員 BOTによるべきものであるという根拠というのは、その場合に何になるのかというと、ただの臆測になるのでしょうか。

○立石委員 そこはなかなか難しいでしょうね。ただ、だからといって、この数字が正しいともならないと思います。それは修文していただきたい。私が間違っているところは修文していただいて結構ですので、そこは私も確認してからお願いしようと思います。

○中村座長 ここは何らかの修正すれば収まるものなのか、収まらないのかということを知りたいのですけれども、どうでしょうか。

○川上委員 そもそも、こういう統計データというのは、まず一般的に使われているものであって、そのソースがはっきりしていて計算方法がはっきりしていればそれで済む話であって、その数字に対する注意書きとかというのはあったとしても、別に「漫画村」の件に限らず一般的なものだと思うのです。それをわざわざ報告書に記載するというのは、私は正直余り適切ではないと思います。

○中村座長 この数字の詰めをする余裕は、今日はない。

○村井座長 被害があったというのは事実なので、そのグラフが落ち込んでリカバーしていますね。要するにそこが本当の被害額としては把握できるので、やはりそれ以上に細かい議論というのは、ここでの趣旨ではない。

○川上委員 そもそもここでやるべきではないと思います。報告書に数値のソースと計算方法だけ書いていけば、報告書の中身に対して意見は別にこの報告書の外でもできると思います。

○中村座長 そういう丸め方でよろしいですか。では、工夫をすることにしましょう。

○村井座長 多分、出典と算出方法をはっきりさせるということだと。

○中村座長 わかりました。

森さん、上がっていますか。

○森委員 ありがとうございます。

私は、3,000億というのは非常に重要な立法事実だと思っていますので、数字のことなどは重要ではないとここでは言いつつ、世の中に被害額をアピールするところでは3,000億円というのは大変不誠実だと思っています。

この脚注のところにSimilarWebのことは書いていただいているのですけれども、私が前回発表した情報法制研究所の情報公開請求の結果、犯罪対策閣僚会議の決定について3月29日付の案文が出てきました。そこには数字が違いましたから3000億ではないのではないですかという話をしたと思うのですけれども、それはこの報告書に入っているのですか。

○岸本参事官 脚注の1の真ん中あたりの4月13日の知財本部・犯罪対策閣僚会議決定過程において、個社の売り上げ減少額をもとにした記載があることを理由に、疑問を呈する意見もあったという形で記載をさせていただいております。

○森委員 すみません、これは私、結構真面目に読んだのですけれども、自分の主張が採用されているということには全く気づきませんでしたので、ここにはどういう過程で、つまり、情報法制研究所が情報公開請求したこと、3月29日付で全く違う数字が出てきたこと、その結果として委員が3,000億円という数字に疑問を呈しているということをきちんと書いていただきたいと思います。

世の中の的には、何度も同じ話をして申し訳ないのですけれども、3,000億円だから社会的な課題になる訳です。国家的な課題になる訳です。政策的な順位が上がる訳ですね。それは数

字にすると、やはり他の産業と比較してもそこが問題だということになるわけです。この前、私、九州の地震のときの社会インフラの被害が幾らだみたいな話もしたと思いますけれども、そういうことと肩を並べる。そういう他のことと比べられる訳ですね。その意味で、その金額の数字には重要性がある訳で、それを過大に表現するのは非常に問題だと思いますので、私は金額が重要ではないという意見には全く賛成できませんし、私が前回申し上げたことも書いていただきたいと思います。

以上です。

○川上委員 金額が重要ではないということではなくて、少なくとも、むしろ金額が不当であるという主張に根拠がないというのが私の言いたいことです。SimilarWebの数値が適切なものであるということは確認できたと思いますが、それに対して単価を掛けるとその金額が出てくるということです。これは一般的な計算方法でして、被害額として正当な計算方法です。それが売り上げが減った金額とは違うというのは、これは当然です。それは計算方法が違うのですから。

○森委員 では、私が言っていることはいいわけですね。別に情報法制研の情報公開請求でそういう違う数字が出てきましたということは何もおかしなことではないし、それはあなた達が異なる計算基準を使っているのではないかということの傍証にもなる訳です。それしか計算方法が無い、それしか計算方法が無いとずっと仰っているけれども、それだったら2種類の数字が出てくる筈が無いではないですか。

○川上委員 12ページの脚注の方にも書いていますが、”ただし、この金額はあくまで試算に基づく機会損失であり、逸失利益ではないことに留意が必要である。”これで十分だと思います。

○森委員 そんなことを小さな字で書いてあって全然意味が無いです。報道される時は3,000億円と報道されるのだから。

○川上委員 いや、よく分からないですけども、これは有識者会議ですね。有識者会議というのは適切な数字を出すことが目的だと思うのですけれども、著作権侵害の被害額において、この計算方法は普通の数字です。それがなぜいけないのでしょうか。

○森委員 それは、そちらの業界では普通の数字だということでしょう。一般の業界では先ほど村井先生が仰ったように、一旦落ち込んでまたリカバーのところはともかく、どのぐらい売り上げが落ち込んだかということで損害を出すのです。だから、3,000億も売り上げが落ち込んだのなら、それは国にとっても大変なことだとみんなが思うのです。そう思われませんか。

○中村座長 この部分をどう引き取るかなのですけれども、森さんが仰ったようなことをここに書き込みつつ、川上さんが仰ったように、シンプルにするところはシンプルにするということで収められるなら、そのように収めさせていただきたいのですが、如何でしょうか。よろしいでしょうか。それは工夫しますので、別途相談をさせていただきます。

他によろしいでしょうか。

後藤さん、それから丸橋さんも。次、後藤さん、どうぞ。

○後藤委員 40ページの静止画のダウンロード、違法化についてですが、これに関しまして被害実態ということでレポートを作ってきましたので、資料2-2ですが、場合によっては追記をしていただければというところですよ。

資料2-2といたしまして、静止画書籍、ダウンロードの被害実態というペーパーです。いわゆる被害の実態としまして、ストレージ、サイバーロッカー、両方言い方がありますがけれども、これが1つあるということ。それとP2P、この2つの形態で被害が甚大だということです。

まず1つ、ストレージ、サイバーロッカーですけれども、海賊版サイトを介してストレージから無許諾配信される漫画・雑誌のダウンロードによる被害ということで、昨年10月31日、福岡県警初め合同捜査本部が検挙した「はるか夢の址」に関する被害額ですが、これは警察からの照会に基づきましてACCSさん、コンピュータソフトウェア著作権協会さんが発表された数字であります。これは警察の資料に基づいたダウンロード数で算出しておりますので、この金額というのは間違いなだろうと思っています。一応アクセス数は約1億3,400万と推定されております。

「はるか夢の址」の後も同様にこのようなストレージを介して運営している主要サイト、4サイトというのについて調べました。過去6カ月で2億を超えるという数字です。ここにサイトA、B、C、Dということで裏面にサイトのトップページもつけていますが、このような形で数多くアクセスがされています。それと、75%から94%という高い率で日本からアクセスがされているということです。

そして、P2Pでございますけれども、2といたしまして3ページ目ですが、ファイル共有にかかわるダウンロードによる被害ということで、トレントサイトとなるNyaaについてのコミック単行本・コミック雑誌のダウンロード総数は3,000万ということになります。表というかNyaaのスクリーンショットがありますけれども、ここの①、カテゴリーで「Literature」を選びますと、ずらっと書籍が出てきます。そこで、このダウンロード完了数というのがありますので、その数に基づいて算出をしているということです。

Nyaaにおいては、ダウンロードの上位120タイトルのコミック単行本・雑誌の書籍の価格、それとKindleの価格を全部調べまして、ダウンロード完了数を使い、平均単価を出しました。書籍においては997円、Kindleにおいては918円ということで、おのおの出しますとダウンロードの書籍の総額については334億円、そして、Kindleにおいては307億円という数字がありまして、被害の事実が非常に多うございますので、ぜひとも早急な法改正というのを検討いただければというところでもあります。

以上です。

○村井座長 後藤さん、これはダウンロードに対しての被害がきちんと認められるということをお説明いただいたということですね。

○後藤委員 はい。

○中村座長 どうぞ。

○瀬尾委員 前から私が申し上げているのですけれども、やはり議論が行われたことを正確に記すということが報告であり、それが我々の義務だと思います。

実は今、SimilarWebに関しては、これまでの議論の重要な論拠になっている部分ですので、ぜひ正確なものを残した上で、ここはあえて一言申し上げたのは、固有の企業の名前を出した上で政府の会議で申し上げているので、これについて、もし誤った記載がある、そこを非難するような記載があるとすると、これは重大な問題です。その企業の収益全てに係る話。その責任をきちんととれるのかということがないと非常にこの会議としては責任を持たなければいけないので、そこをきちんとしていただくことは重要です。

その上で、今の被害額にしても伺いました。いろいろな考え方があります。まさに村井座長の仰るように下がった事実があり、上がったということがあります。それ以上、その内容が多いからやる、少ないからやるという議論ではなくて、ここで問題になっているのは、通信の秘密ということだったと思います。多いから通信の秘密が妥当かどうかは、比較衡量のときに当然損害額は入りますけれども、余り金額を根拠にした話は、やはりSimilarWebの話がこうなった以上、トーンを弱めた上で公正に書くように、その修文については森さんにしても皆さん、また御意見をいただいて修文されたいのではないのでしょうか。少なくとも水かけ論になるようなことだけは避けるべきだと思います。SimilarWebについては重要な企業のことなので、あえて一言申し上げました。そこは注意していただきたいと思います。

○中村座長 承知しました。

○村井座長 一方では、先ほどの森先生の仰った3,000億という絶対値がインパクトを持っていたのではないかという御意見もあった訳で、ですから、その部分に対する記述も必要ではないかと思います。

○中村座長 丸橋さん、どうぞ。

○丸橋委員 今後藤さんの資料もそうですけれども、やはり売上額、定価を掛けてという数字を採用すること自体、ミスリーディングだと私は思います。これは一言だけにしておきます。

先ほど肝心なことを言い忘れしました。資料5-1の3ポツに意見を書きましたけれども、この間のCDNに関する、ここの2つの発表を踏まえて42~46ページについては、全面書き直すべきだと思います。それは単なるたまたま当たっただけだというよう意見が既に一部の委員から出ていますけれども、そんなものではない。本当に実務的にきちんとやれば、止まるものは止まるという事実を表す事例ですので、それが本文の中に入ってこないというのは絶対おかしいと思う。

○中村座長 今、仰っているのは、何らかアメリカの件や東京地裁の件については、今日は議論になるだろうとは思っているのですけれども、どうでしょうか。ここでやるかな。

○川上委員 蒸し返しになりますけれども、今もさらにこの単価に対してアクセス数を掛けたものの数値を採用すること自体がミスリーディングだということを仰いましたが、これは

つまり、デジタルの著作物、コンテンツが違法ダウンロードされたとしても、それは正規の値段ほどの価値はないということを主張されているのでしょうか。もちろん、有料なものが無料で配布されていたらたくさんの方がダウンロードしますね。でも、それはそれほどの価値がないということを主張されているのでしょうか。そこを明確にしていきたいということをコンテンツ会社から申し上げたいと思います。

○中村座長 分かりました。

○丸橋委員 そんなはことを言っていない。要は損害というのは売り上げが上がりましたとか利益が下がりましたとか、そういうことだということですか。

○川上委員 つまり、今のことは、要するに売り上げが下がっていなければ、買う気がなくてダウンロードしたものは損害ではないという主張をされていることにはなりますが、それでよろしいでしょうか。

○丸橋委員 もしもダウンロードしなければ必ず買っていたということが言えれば、ダウンロードの金額は損害なのでしょうね。だけれども、必ずそうとは言えない。もちろん、そのうちの何割かはそうでしょうけれども、それを何割という計算もなく、閲覧した、ダウンロードした、そういうものは全て購入機会の逸失だということで計算しているのは一般の損害の算定の仕方とは違うということですか。

○川上委員 正直、信じられないのですけれども、では、ダウンロードしてもそんなに損害がなかったということを仰っていると思うのですが、これはコンテンツビジネスに対する非常な侮辱だと思います。

○丸橋委員 そうですか。分かりました。ただ、一般の損害の算定は違うということなので、それだけお伝えしておきます。

○村井座長 理屈は皆さん、分かっていると思うのです。だから、表現に関してはどのように書くかというのは書きようだと思うけれども、どちらも算出の式は明らかなので、それぞれの意味もあるし、それから、今、川上さんが仰った、要するにフリーにばっとばらまかれたものが全部売れたとすると、という数字の計算の仕方と、そういう実際の現行のビジネスにどういうインパクトがあったかという数字とそれぞれに意味があると思うのです。したがって、それはそれぞれの数字がどういう意味を持っているかということきちんと計算根拠が出れば説明ができることだとは思いますが。

○中村座長 丸橋さんが仰ったことなのですかけれども、Cloudflareの件とか東京地裁の件も仰ったのですか。それについて具体的にはどうすれば良いということなのですか。

○丸橋委員 注に書いてある部分を全部本文に入れた上で、もう既に本文にあっても単なる過去の失敗談だけにしか過ぎないものについては消すべきだと思います。

○中村座長 書き方、ここに書いてあることを中に持ってきて整理をするというか、書きかえれば良いということですか。

○丸橋委員 本文で最近の事件について取り上げた上で、もう過去の失敗談にすぎない部分、箇所については削るという意見です。

○中村座長 過去の失敗談に関するところを削るといのは、どこかありますか。

どうぞ。

○瀬尾委員 すみません、私、今回の話で反対でも賛成でも両方いいと言っているのですが、ただ、本文というのはいが々が議論をした内容を示すところでは。それ以降に現れた事実というの、これは重要ですが、我々は議論もしていないし、正式の会議上でしていないものは、あくまで議論以降のものとして区別することが重要で。

そうしないと、我々の議論したときにどのような情報があって、どういうことについて話したのかという内容がずれてきてしまうと思います。ですので、そこは正確に議論をした内容について書き、それ以降の情報は付加情報として注に入れる。そういうきちんとした報告書にしましょうと私は思います。

○中村座長 必要な事項については書き込みますが、どこにどう書くみたいなことといのはこちらで調整をさせていただきたいのですが、何でしょうか。

どうぞ。

○丸橋委員 今日は議論する日ではないですけどもね。

○中村座長 議論していただいて結構です。

○丸橋委員 意見書を出している先生もいますし、その結果を本文に。このCDN訴訟についても、内容について、きちんと本文に書く。この間、作業上、注に入れることしかできなかったかもしれませんが、これだけインパクトのある事件2つが公表されたわけで、この段階で本文にきちんと組み込むことをお願いしたいと思います。

○中村座長 この件について林さん、何かありますか。

○林委員 すみません、先ほど森先生が一般の損害算定の仕方ではこうなのだというように仰いましたが、少なくとも知的財産法に関しては著作権法においても114条で、損害額の推定規定というものがござります。これは侵害のやり得になってしまうということを考慮して知的財産法一般について設けられている規定でして、114条の1項では権利者の譲渡する価格を基準として、権利者の単価に侵害された数量を乗じて計算するということが原則となっておりますので、少なくとも知的財産、著作権法に関しては、むしろ川上委員の仰っているあり方が損害算定の通常のある方だと思います。

○中村座長 CDN訴訟の件とかはよろしいですか。CDNの関係、意見を出しておられるのはよろしいですか。

○林委員 CDNの関係につきましても、今、12ページで書かれているような4割程度水増しされていると見るべきなどということを書くことは、やはり個別企業にとって大きな営業妨害になってしまうと思います。

○中村座長 その議論はもう終わりでいいと思っているのです。

○林委員 他にですか。

○中村座長 丸橋さんがお出しになってきた米国内のCDNサービスを利用しているサイトについて、ディスカバリー制度を利用することで運営者の特定は可能だ云々のところでは。

○林委員 すみません、丸橋委員のお声が私、よく聞こえておりませんでした。それについては、私の、本日の意見書、資料6で8ページ以降ですが、その4の(1)のところでCloudflareについての今回、山口先生から出された意見書などの問題提起について、こういった試み自体は有効なものであるし、今後、活用すべきだとは思っている一方で、だからといって、そのことゆえに一般論として他の実効的な手段が存在する、だから、ブロッキング法制化の立法事実はないということにはならないということを見させていただきますと10ページの4)まで書かせていただいております。

また、外国の法制度を利用できたことを主張されていますが、だからといって日本としての法整備が必要でないということにはならないと思いますので、日本として、このような制度を被害救済のために設けることの立法事実は相変わらず変わらないと思っております。

○中村座長 そろそろ3章、ブロッキング以降の議論に入っていきたいと思っておりますが、2章まででどうしてもこれを言うておかなければということはあると思いますか。よろしいでしょうか。

では、2章までは若干修正する部分はございますけれども、Doneとさせていただきます。

3章、ブロッキングについて意見を伺いたいと思います。御意見がある方は立てていただければと思います。如何でしょうか。

では、後藤さんから。

○後藤委員 ただいまの議論にも若干つながる部分ではございますけれども、私の資料2-1であります。まず皆さんに御認識いただきたいのは、サイトブロッキングの対象になったのは「漫画村」だけではありません。「漫画村」だけをとって立法事実がないという議論は不適切であると思っております。そういうことで、CODAと映像関連3団体で出したのが2-1の資料であります。

Anitube、MioMioというのがあります。ページをめくっていただきまして別紙の資料になりますが、AnitubeとMioMioへの対策ということで、これだけ対策を講じてまいりました。

そして、2ページ目ですが、刑事手続等ということで、MioMioは今回議題になっています。Cloudflareを使っていません。中国独自の海賊版サイトでありまして、これに対しては国家著作権局が対応しまして上海市の執法総隊が行政指導、行政処分、罰金というものをしました。にもかかわらず、彼らはジオブロッキングをして運営を継続しているということです。これに対しましては、国家著作権局に申し入れをしましたが、中国国内で違反がないので対処できませんということです。いわゆるこれが事実です。

そして、MioMioにつきましては、5月24日に復活しておりまして、一時落ち込んだ訪問者数、アクセス、ビジット数もその後また増加しているという事実があります。ジオブロッキングをされてしまうということになると対処ができない。MioMioと同様、中国ではもう一件ありますが、名前は今、控えたいと思います。

3ページ目、Anitubeについてですが、これはCloudflareを使っていません。そして、これについても運営者が特定できたものですから、その特定した運営者についてブラジルで刑事告

訴をしています。そして、ブラジルで起訴がされましたが、その後このサイトも国内からのアクセスをジオブロッキングするようになりました。ブラジルでは見られないようにしているという事実で案件が宙ぶらりんになっているというのが現実であります。この手の事案というのは今後増えてくる。特に中国の違法サイトはジオブロッキングをしてくるだろうと思っています。

したがって、今回「漫画村」のほうで運営者が特定できたということがあって、立法事実云々かんぬんというのは事実としてあるかもしれませんが、MioMioやAnitubeのようなケースが、今後も発生する可能性がございますので、それについては立法事実が無いということはおかしな議論だと思います。

以上です。

○中村座長 立石さん、どうぞ。

○立石委員 75ページなのですが、表現が気になって、上から6行目のブロッキング以外の方法で、なお十分な効果が上げられない場合には直ちにブロッキングを実施できるよう、仮に法制度化する。同じようなことが次の「2 ブロッキングに係る措置を行うための法制度整備」のところの8行目に、やはり他に有効な手段がない場合には直ちにブロッキングを実施できるようにと書いてあるのですが、直ちに」ということをここで殊さら書くような議論は行われていなかったように思います。

○中村座長 「直ちに」をとればいいですか。

○後藤委員 いわゆる最終手段として対応ができないものについては、直ちにサイトブロッキングを適用すべきだということは常に言ってきたつもりです。

○立石委員 すみません、私が思うのは、その直ちにとというのが何をもち直ちにかということについて議論されていないので、何をもち直ちにと言われると非常にまずいと思います。そこで、だから、何をもち直ちにとということの規定がない以上、どうにでもとれるような表現はまずいと思います。

○丸橋委員 今の点ですけれども、資料5-1の裏側を御覧ください。立石さんが今、指摘されたこと、2カ所「直ちに」が入っているのですが、今回、法制度化を行った上で、なお十分に効果を挙げられない場合に最終的な手段として可能性がある」と議論が行われたということ自体、最終手段かという話を違う意味で使っているところに、まず1つ問題があります。

しかも、悪質な海賊版サイトについて今も十分効果が得られない場合に直ちにブロッキングを実施できるようにと書いてあるのですが、直ちにブロッキングができるためには法整備を先にするようにして、いつでもブロッキングできる状態にするということになってしまいます。そういう議論はしていないのです。ブロッキングの議論を凍結して、ほかの手段をもう少し掘り下げるといふ議論をする。あるいはブロッキングの議論をゆっくりという立場の方もいらっしゃると思うのですが、何か知らないが、直ちに立法作業に入って、時期が来て1年たったらだとか、何かその立法の中で引き金を引ける条件を書き込むみたい

なことをこの書き方で想定しているようにしか読めないのでは、そういう議論はしていないと思うのです。

○村井座長 その前の後藤さんの話と立石さんの今の話はまた違うような気がします。

つまり、直ちにブロッキングを実施できるのか。ブロッキングを実施できるのかということとはブロッキングを実施できるのだから、直ちにでなくてもブロッキングが実施できればいいのではないかというのが先ほどの立石さんが言ったことだと思います。後藤さんは「直ちに」という言葉を入れたいというのは分かるけれども、そのブロッキングを実施できるような法整備を考えるとということ、直ちに法整備を考えるとということとは違うと思うのです。今の丸橋さんの話は、法整備はもう少し時間をかけても議論をすべきだということは、直ちに法整備を考えると「直ちに」のかかり方が曖昧だということをお指摘になっているのですか。

○丸橋委員 直ちにブロッキングができるよというのとは明らかだと思ふ。曖昧ではなくて、直ちにブロッキングができるよという制度整備の議論をするという書き方なので、直ちにブロッキングができるためには、今まで法制度がなければブロッキングがまずいというところはもう通過した議論なので、これからは法制度を整備するかしらないかですね。

○中村座長 今日は、最後に、それをやらなければいけないとは思っているのですが、その「直ちに」をとれば、ここの部分の疑義は晴れますか。

どうぞ。

○住田局長 1点、確認した方が良くと思うのは、権利者の人達は、他の方法で効果が上げられない場合にしばらく時間がかかってもいいのかということを確認しておいたほうがいいと思います。

○中村座長 そこを争ってしまうとまとまらないと思ふ。

○村井座長 しばらく時間がかかっていいとは誰も言わないと思ふのです。だけれども、ブロッキングを実施するということの話をするとき「直ちに」という修飾語が要るかどうかということだとすれば、ブロッキングが実施できればいいのではないかとは思ふけれども、できるだけ速やかにとか、そういうことのお気持ちはよく分かるが、ブロッキングを実施するための法整備をする場合ということでもいいのではないか。「直ちに」感がね。それと、その法整備そのものの議論を直ちにすることとは違うのではないかと私は思っている。立石さんの言っていたことと後藤さんの言っていたことは、そんなに距離がないような気がしていると申し上げたのです。

○林委員 ありがとうございます。

先ほど来、立石委員や丸橋委員から、そういう議論はしていない筈だと仰っているのですが、それは立石委員や丸橋委員達はそういう意見、議論はしていないのは確かです。でも、ブロッキングの法整備を進めるべきだという委員は、そういう議論をしています。速やかに法整備の議論をしてくださいと。むしろ、ここは両論併記になっています。75ページの「本項では」以下のところの下3行、「他方」という以下のところ、見合わせるべきだ

という意見、これは立石委員達が仰っている意見。その前の今、問題になっている「直ちに」が入っている部分は法制度を整備するという考え方であり、ここには2つの意見が、書いてある訳です。

前半の方の、むしろ速やかに法制度を整備すべきという考え方の整理として、本来であれば私は、このまとめ方は速やかに法整備すべきという側としても不満です。なぜならば、「総合対策として挙げられたものも含めたブロッキング以外のさまざまな手段をコスト・時間なども勘案しながら実施した上で、なお十分な効果が上げられないと判断される場合の最終的な手段として位置づけられるものであるが、他に有効な手段がない場合に直ちにブロッキングが実施できるよう、法制度を整備するという考え方もある。」と続くわけで、「直ちに」の前には、そのような前置きがあるわけです。

前置きがなければ「直ちに」というのは「速やか」にしてもいいかと思えますけれども、この前置きがあった以上、「直ちに」が入っていなかったら、一体いつ法整備するのかと。例えば今回、新たに総合対策として提案されている方式のACTIVEだって5年実証実験やって、マルウェア対策で海賊版対策よりも利用者の同意をずっと得やすいと思われるのに、実際に今、公開されているものでは2社しか実施しているところはなく、総務省もそれ以外に実施している社を知らないというのです。他に総合対策としていろいろ挙げられたものには、これまでに既に実施されたけれども、その実効性が上がっていないものもたくさんあります。それにもかかわらず、法制度を整備する前提として、それらをこれからさらにみんなで検討して実施した上で、「なお十分な効果が挙げられないと判断される場合の最終的な手段として」とまで書き込まれているのですから、法制度を整備する前提としてこれを入れるのであれば「直ちに」は必要だと思えます。

そして、もう一度申し上げますが、あくまでもここは両論併記されている訳ですから、立石委員達がそういう議論はしていないというのは、御自身達はしていないということであって、ここでは速やかに法整備を進めるべきという意見の委員はこういう議論をしていたと思います。

以上です。

○立石委員 ちょっと一瞬だけ。私が言っているのは、すぐにとか先ほど言っていた時間の問題ではなくて、条件を細かく整理しないと、という話です。

○林委員 すみません、だから、法制度を整備するという、その整備の中で本来、この検討会でもっと議論したかった要件、どのような手法・手段によるか、対象サイトの要件をどのように定めるかとか、そういうことを議論すること、それが憲法適合的に法制度を整備することだと思えます。

○立石委員 まさに、そこができていないという話です。

○林委員 それをやらせていただけなかったのが私は大変残念です。その議論を本来ここですべきだったと思います。

○中村座長 法制度をすべきと考えている方と法制度は見送るべきだと考えておられる方が

ここにおられるということはもう全員が認識をしているので、丁寧に両論を併記していつて、今日、どのように結論づけるのかというのを4章で御議論いただければと思っているのですが、その前の段階の3章のところで、例えば「直ちに」という言葉がひっかかって前に進まないのかなのです。

○村井座長　そこまでニッチではないと私は思うけれども、要するに「直ちに」ではなかったらブロッキングの法制度を進めるべきではないというように林先生は仰るのですか。

○川上委員　逆に、立石委員は直ちに進めるべきではないという。それは趣旨がおかしいですね。

○村井座長　これは法制度を進める時の話なのだから、「直ちに」の時間が1分なのか10秒なのか。こうなってくると、法整備で3時間のうちにブロッキングしなさいと言われてたら、できないですね。できないこともあると思うのです。だから、ブロッキングをするというのは、やればそういう法整備はできると思うけれども、ここでタイミングに関するレトリックを定義無しで使うのは良くないと、立石さんのを聞いてそれはそうかなとは思ったのだが、そうでないなら別の感覚をお持ちの方もいらっしゃるようだけれどもね。

○瀬尾委員　別の感覚かもしれない。「直ちに」と書いたら、全部準備が整っていないのに直ちにと言われたら不安ですというように仰ったと理解しています。ただ、要するに権利者の皆さん、私も権利者側となっているのですけれども、私はそういう立場で出ているかどうか自分では疑問なのですが、ただ、両方の言うことが分かっている立場としては、それを放置しておくことは許されないという気持ちで言っているのは、後藤さんも川上さんもそうだと思います。要するに、ただそれができなくて手をこまねいていることでは困るということでは仰っているのだけれども、この一言のために、これがあるか無いかで本旨がずれるかどうかと思いますが、私はこれが無くてもずれないかもしれない。

こういうことについては、それこそ、最後にすみません、投げてしまいますけれども、座長お二人で、これについて本旨がずれるかどうかをお考えいただいてまとめていただく。言葉が棘のようにひっかかっているのであれば、内容が変わってしまうと困りますが、私はそういうことでまとめていただくしかないかなと思います。

○中村座長　ありがとうございます。

では、その提案を受けて、私どものほうで「直ちに」を切る方向でよろしいですね。

○村井座長　預かりましょう。

○中村座長　3章で他に御意見はありますか。

前村さん、どうぞ。

○前村委員　ありがとうございます。

個別の修文という訳ではないのですが、前から言っていることをもう一度言わせていただくかと思ったのですけれども、3章に御意見がありませんかと言われても、3章、ブロッキングというところだけ特出しになっているというのがやはり気に食わないなど。なぜこれだけ特出しして、これが前提であるかのような議論、総合対策を標榜する検討会議の中間取

りまとめが、このフォーマットになってしまうのかというのは、よく分かりません。

以上です。

○中村座長 丸橋さん、立っていますか。

○丸橋委員 宋戸委員に託されましたので。私自身もこのタスクフォースのメンバーですが、資料4について、かいつまんで御説明します。

3ページの上からですが、ブロッキングが国民全員の通信の秘密を侵害する手法で、通信の秘密は、憲法秩序においてプライバシーだけでなく、表現の自由・知る権利を保護して、安心して安全な通信制度を保障する役割を担っているということを重視する必要がある。したがって、ブロッキングの法制化が憲法違反とならないためには、具体的な立法事実を照らして重要な公共の利益の実現のために、より制限的でない他に選び得る手段、代替手段が無いことが求められる。これは第4章の結論のところでも、この考え方で全て統一してほしいと私自身は思っていますけれども、3点、提言しております。

1、タスクフォースの設置・検討の前提条件に重大な過誤があったことを認識すべきである。

めぐっていただきまして、3サイトのうち、「漫画村」についてCDNに開示請求を行うことで、侵害者と考えられる個人の特定ができることが明らかになった。先ほどのCDNの議論です。

真ん中に行ってください、出版社の被害額についてはというところが先ほど来、議論したので飛ばします。少なくとも情報公開請求で得られた資料による数十億円の被害という、この箇所については、きちんとまとめに入れていただきたいと思います。

次のページ、ブロッキングの導入実態とか、こういう点については、もう重大な過誤があったということを再三、森委員の方から仰っていただいていると思いますけれども、これが書いてあります。

2ポツで、タスクフォースの議論は新たな前提事実を踏まえて改めてなされるべきことです。少なくともブロッキングに関するものについては、前提となる事実を見直した上で再検討が必要である。1で挙げられたCDNに対する手法による侵害者の特定と、それに基づいた司法的な手続が可能であることに鑑みると、公共の利益の実現のために、より制限的でない他に選び得る手段があると言えるため、通信の秘密の立法による制約が憲法違反と評価されることに注意する必要がある。被害額や諸外国の導入状況も現状では到底「具体的な立法事実」とは言えない。サイドの検証が必要である。

最後、3ポツ目、インターネット上の海賊版に対する総合的な対策をすることです。総合的な対策を推進するためには、前提事実で重大な誤認があったことが判明したことから、検討はブロッキングについては一旦白紙にした上で、第2章で記載されているような立法、各手法の検討をさらに深める。

さらに民事訴訟法やプロバイダ責任制限法の改正の議論なども排除されるべきではない。あわせて著作権者、出版社、通信事業者等の信頼関係に基づき、情報交換・意見共有などの連携を行う枠組みづくりについて検討することが求められる。そのための協力関係の構築に

は、各当事者間の信頼関係の醸成が不可欠であるところ、ブロッキングの法制化を強行することは、そのような信頼関係を阻害するものであることも留意すべきである。

以上です。

○中村座長 今の意見ですけれども、その1の部分については先ほど議論をこなしまして、CDNの話もそれに対する評価も後藤さんや林さんからもありましたのでよろしいかと思うのですが、その上で意見としてはブロッキングの議論を白紙にせよということですね。それは修文としてはどうなりますか。

○丸橋委員 修文としては、森委員以下9委員の提出資料でやっていただければと思います。

○森委員 とりあえず、確実なところを行っておくと、ちょうど情報開示請求をしたら数十億円だったというのが4ページ目に出ていますので、これをそのままSimilarWebのところに、私はこの前、きちんとスライドで御説明した筈なのですが、1行半ぐらいになっていましたので、これをきちんと書いていただきたいと思います。

○中村座長 3章のところ、ブロッキングの議論を白紙に戻せとか見送れという話があるのはもう何度も聞いておりますし、そうではないのだという意見もこの場にあるというのも先ほど申し上げたとおりなので、事務局はかなりここまで出てきた意見を丁寧に今回書き入れてくれていると思うのですが、その上で3章のところを何か直すとか手を入れるということがあれば頂きたい。

○丸橋委員 3章の論点については今までも言われてきたとおり、CDNのその他事実についてきちんと書き直すことということです。最後の意見については、4章については、また後でやります。

○中村座長 分かりました。

3章は他に何かありますか。

後藤さん、どうぞ。

○後藤委員 97ページですが、いわゆる免責の部分です。これは非常に重要だと思っていて、私、第7回、第8回でも意見を言わせていただきましたが、なお書きのところですが、一応、著作権法にブロッキング請求権を規定する際に免責についても同法に規定すべきとの見解もあったということで、著作権法で御検討いただくというのは大変ごもっともだと思いますけれども、やはり通信の秘密、電気通信事業法というところで、総務省の方でも是非とも検討していただきたい点があるのかなと思いますので、あわせて電気通信事業法においても検討すべき余地があるとか、何か書いていただければと思います。

○中村座長 ほかに3章について如何でしょうか。よろしいでしょうか。

上野委員、どうぞ。

○上野委員 今、後藤委員が仰ったことにも関係するのですが、私も1点だけわずかな修正をお願いしたいと思います。今、御指摘のあった97頁18行目、なお書きのところですが、仮にブロッキング制度化を行う場合は、アクセスプロバイダの免責については何らかの対応が考えられる、という私を含めた委員からの指摘を掲載していただいている、それ自

体は大変ありがたいわけですが、この文章は、そのまま後半部分の「当該対応の法制化は、著作権法にブロッキング請求権を規定する際に、免責についても同法に規定すべき」という文章につながっていて一文になってしまっており、その全体を一括して、「……との見解もあった」という文章になっております。

仮にプロバイダの免責を定める場合、どの法律に定めるべきかという点をめぐりましては前回までも議論がありまして、丸橋先生のほうからは著作権法に定めるべきだという御見解がありましたし、先ほどのように、後藤さんのほうからは著作権法以外に定める方法もあるという御指摘があった訳ですので、この点も「両論併記」にするという手もあるように思えなくもありません。ただ、私自身は、免責について著作権法に定めるのはダメだと言っている訳ではありませんで、もし著作権法の中に著作権法以外の法律に基づく責任の免除を定めるということが本当に可能なのであれば、それもアリだというように考えており、実際そのように発言してきたところであります。

とはいえ、私は、免責を定めるなら著作権法で規制すべき、とまでは考えておりませんし、そしてまた、場合によっては、いろいろ検討した結果、別に明文の規定を設けなくても免責を受けると解釈できるという可能性も否定できないと思っておりますので、この問題は今後の議論に委ねるほうが良いのではないかと思います。

その意味では、この一文は、現状ですと、免責を定めるなら著作権法以外に規定すべき、というふうに決め打ちしているように読めてしまいかねませんので、今のままですと私の真意に合致するものではございませんし、今後の議論の選択肢を狭めてしまうおそれが否定できないように思います。

そこで、この部分の記述については、たとえ両論併記にしないとしたしましても、せめて、前半部分の「ブロッキングの制度化を行う場合は、アクセスプロバイダの免責についても何らかの対応をすることが考えられる」という指摘の文と、後半部分の「免責についても同法に規定すべきとの見解」を分けていただきたいと思います。具体的には、例えば、「…対応も考えられるところ、」という部分を「…対応も考えられるとの指摘があった。また、」というふうに修正することを御検討いただきたいと思います。

もちろん、一般論として、仮にプロバイダの免責を規定するとした場合に、どの法律に規定するのが妥当かとか、そして、そのことが、ブロッキング制度が著作権侵害以外に拡大してしまう可能性を防ぐことに寄与するのか、という点は重大な問題だと認識しております。ただ、この検討会議で、この点に関する議論が尽くされたとは言えず、現時点で明確な結論が出ていない以上、今の段階で初めから選択肢を限定しない方が良いのではないかと思います。

以上です。

○中村座長 今の点、よろしいですか。ありがとうございます。

林委員、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

第3章での修文について、資料6を元に申し上げます。

これを書いたときとページ数が違うのですが、今日の間中まとめでは79ページの下から4行目以下が私の資料6の5ページの修正案のところになります。

ここで修正提案を申し上げているのは、79ページの「考えられる」で終わっているところに資料6の5ページの右側の欄のアンダーラインを引いたような文章を挿入して、その上で結論のまとめ方は原案の間中まとめと変わらないのですが、入れていただきたいということです。

その理由としましては、資料6の1ページ目から、特に(2)のところではブロッキング法制化の立法事実の存在について書きました。先ほど来、推定被害が3000億円という記載の算定方法にいろいろ疑義が唱えられておりましたが、こうした意見というのは創作者に対するリスペクトが欠けているのではないかと私は思います。創作者は別にかすみや朝露をすすって生きていける訳ではありません。インターネット上で著作権フリーにするか、どのように利用させていくのかというのは創作者の選択の問題であると思います。そういう創作者の選択に対するリスペクトを忘れてインターネット世界の自由と著作権フリーを履き違えたような議論をすることは許されないと思います。

一方で、(3)ですが、これまで憲法問題に関する比較衡量においてはブロッキングによる具体的弊害の内容を明らかにして議論すべきだと申し上げ、私はこの点について質問もいたしましたが、一切沈黙を守っておられ、答えていただいております。一方で、ACTIVEの議論では総務省の検討会において、通信の宛先の窃用等の行為は行為としては通信の秘密の侵害の程度は相対的に低いとされているものですし、3ページの(4)に書きましたとおり、ブロッキングにおいては通信の宛先を直接公権力が取得する訳ではありませんので、それを公権力が直接、通信の秘密を侵害する場合と同様に「強い憲法違反の疑いがある」という形で整理されることについては、私は非常に疑問を持っておりますので、せめて79ページの先ほどの箇所のところでこのような点を挿入していただければと思う次第です。

また、資料6の6ページ、2ポツのGDPRにつきましては、今回、配られた中間まとめの79ページの脚注79になります。この文章を書いた時は違って、今は脚注の78になります。GDPRの関連での記載が脚注に書かれているのですが、実はここで記載されていることというのは今回の議論とは全く関係のない話でございますので、もしGDPRに関連した注記をするのであれば、資料6の7ページに書いたような「もっとも」以下のこういう指摘があったということを追加していただければと思います。

以上です。

○中村座長 具体的な修文の提案をいただいておりますが。

○林委員 もちろん、この段階に至ってですので、修文の採否は座長に一任させていただきます。

○中村座長 ありがとうございます。

これに対して何か意見はございますか。大丈夫でしょうか。

これについて、森さん、どうぞ。

○森委員 ありがとうございます。

それでは、林先生、今の資料も含めて、先ほど114条の話などもありましたので、その2点、まず確認させていただきたいのですが、114条の推定規定は閲覧数に単価を掛けるという計算をしても良かったのかということです。私、そういうようには記憶しておりませんので、そこを確認させていただきたいと思います。

もう一点、資料6で冒頭、強い憲法違反の疑いとの評価は妥当性を欠くということですが、これは「強い」がいけないのであって、憲法違反があることは林先生も同意をいただいていると認識しているのですが、その認識でよろしいでしょうか。お願いします。

○林委員 「仮に形式的な侵害に相当するとしても」という認識でおります。本日出された中間まとめに対する9委員からの意見書の中でも、「ほぼ全員によって憲法違反であることが確認された」とか、「法律を専門とする全委員の間で現状では違憲の疑いがあることについて意見の一致を見た」と書かれていますが、少なくとも私はそのようには考えておりません。憲法適合的な法整備をすることは十分可能であるとずっと申し上げておりますし、現在もそのように考えております。憲法適合的な法整備とするための議論を早く進めるべきだと思っています。

著作権法114条の1項の後段には、括弧書きは抜きますが、「または、その侵害の行為を組成する公衆送信を行ったときは、その譲渡したものの数量またはその公衆送信が公衆によって受信されることにより作成された著作物もしくは実演等の複製物の数量に著作権者等がその侵害の行為がなければ販売することができたものの、単位数当たり利益の額を乗じて得た額」ということで規定されております。

○森委員 ありがとうございます。続けてよろしいですか。

ありがとうございます。それは結構です。今の資料6について幾つか申し上げようと思うのですが、まず、説明を求められているところもあるかなと思ひまして、先ほど来、何度も揉めている2ページ目の2行目から、推定被害が3,000億円ではなく仮に数十億円であったとしたら救済の必要が無いというのであろうか。創作者は、霞や朝露をすすって生きていけと言うのであろうかということですが、これは世間では開き直りだと言われると思います。

一番問題なのは、数十億は確かではないか、それで何でだめなのだということだと思ひますけれども、ゼロを2つもつけられると、なかなかこちらとしても何が本当かわからない。大変残念なことに数十億というのはもう確実なのですと、それでどうなのだというようなことには軽々には賛成できないということです。やはり最初に客観的な損害額が出ていないのがおかしいということです。リスペクトに欠けるというお話でしたけれども、我々がリスペクトに欠けているのは、もちろん創作者ではなくてそういう数字を出す人達に対するリスペクトが欠けているということです。

2番目、2ページの(3)のところ。これは私どもに対する御質問だと思いますので、

お答えしておきたいと思います。

本文の5行目、具体的な弊害の内容については、答えていないということです。この宛先、IPアドレス等を利用することです。これはチェックされること、見られること自体が弊害なのです。それが通信の秘密の侵害に対する考え方で、先生は中身を見られなければいいではないかというように思っておられるかもしれないけれども、そんなことはないのです。そのこと自体が弊害。それは日本でもEUでも同じように考えられている。そして、その先に、見られることの問題の先に萎縮効果による知る権利とか表現の自由への悪影響があるということです。

仮にそういうものを具体的な損害と言わないのだよと、金額が出ていないとダメなのだよと言われるかもしれませんが、我々はISPのユーザー数が何百万人で、1回チェックされたら300円掛けたら3,000億円ですとか、そういう計算はしないので、そういう金額で出しなさいと言われれば、それは無理ですと言うしかありません。

同じ2ページの(3)の一番下、ACTIVEの導入における総務省の検討において、通信の秘密の侵害の程度は相対的に低いと評価されているということですけれども、これはどういうことかといいますと、ACTIVEはマルウェア配布サイトにアクセスしようとするユーザーに対して、これはマルウェア配布サイトですよというポップアップを出すための仕組みなのです。警告をするための仕組みです。1つ、ユーザーを守る目的があること、2つ、約款で同意を得ていること、その2点においてブロッキングとは全然違う。その2つの前提で、そういうものだから侵害の程度は相対に低いということを総務省の検討では書いているということです。

資料6の一番最後、5)小括、ここからはシリアスな法律論になりますけれども、2段落目、しかし、上記のとおり、従来の裁判例がTVブレイク事件にしても2ちゃんねる事件にしても、権利侵害の蓋然性の高い場を自ら提供している事業者に対して差止請求を認めたものばかりで、一般的・汎用的なネットワークインフラを提供する事業者に対する差止請求を認めたものは存在しない。他方、CDN事業者は、内容に関わらず中継を担う事業者として一般的・汎用的なネットワークインフラを提供する者であり、上記とは違うというお話だと思ふのです。

これは、要は権利侵害情報ばかり出てくるようなものとニュートラルなCDNは違うという区別をされているのだと思いますけれども、まさに「罪に濡れたふたり」の事件で裁判所が言うような匿名掲示板に義務を負わせている考え方というのは、それは適法な情報も違法な情報も何でもかんでもどんどん入ってきてしまう。そういうものについては掲示板の管理者は削除義務を負うことがあるのだよという意味ですから、これはここに言う匿名掲示板とCDNは基本的には全く同じものだという評価になると思います。

以上です。

○中村座長 では、少しだけ。

○林委員 ありがとうございます。

まず幾つかあるのですけれども、最初の資料6の2ページのところの創作者の選択に対するリスペクトを忘れていたという私の意見に対して、開き直りと仰いましたが、それこそ私は不思議な議論だと思います。インターネット世界の自由はわかります。表現の自由も大切です。でも、だからといって、著作権者が被害救済を求めている、新しい救済方法を求めることについて、金額の多寡を理由に「立法事実がない」という議論をしていいものなのでしょうか。

それを私は申し上げたかったのです。次の、(3)の具体的な弊害の内容について森先生は「宛先をチェックされることだ」と仰いました。宛先を積極的に知得しているという解釈を仰っていると思うのですけれども、現在、通信の秘密を侵害する積極的知得行為だと解釈されておられるのは、通信接続の導管としての立場でISP事業者が当然知得する宛先情報を、ブロッキング目的という通信接続以外の目的に窃用するということがあると、遡って考えると、最初の宛先の知得も通信の秘密を侵害する積極的知得に当たるという解釈によって、形式的にそうなっている訳ですが、果たして本当にそうなのでしょうか。

確かにそういう憲法解釈論で整理できるというロジックは理解しましたし、これまでのそういうやり方について、それはそれであるのだと尊重したいと思います。しかしながら、実質的には、導管としてのISP事業者の皆様達は、もともと通信をつなぐために当然宛先を知得している訳ですし、また、児童ポルノのブロッキング目的でも既に知得されている訳ですので、そこをもってして、実質的な弊害、具体的な弊害だと言われると、結局、重大な憲法違反といっても、それだけの形式的なものでしかないのか、というのがむしろ私の感想です。

また、EUでもと仰いましたが、こういう海賊版のような公開されているものに対するアクセスについて、プライバシーを議論したりしている意見はありません。EUで同じだと仰るのであれば、何か証拠を見せていただければと思います。

あと最後のところで、従来の裁判例について私が判決例などを挙げておりますが、やはりそれを見る限りは単なる導管の立場の皆様方、つまり、ISP事業者の方達は価値中立的な立場でいらっしゃると思うのです。それと例えば12ページで挙げた高裁判決で言っている、自己が提供し、発言削除についての最終権限を有する掲示板の運営者とは明らかに立場が違っていると思います。そのことを12ページに記載しているので、よく読んでいただきたいと思います。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

ちょっと待ってください。この議論は多分ずっと続くと思うのですけれども、今日、そろそろ、では、これをどうするのかというところに議論を持っていきたい。お願いいたします。

○村井座長 1つだけ。インターネットは自由なコミュニケーションをするから著者に対するリスペクトは無くていいというロジックは是非やめていただきたい。そんなことはありません。この議論は初めから漫画とアニメーションの著作権、著作者を守るためにどうすればいいかということでみんな集まっているのですから、そのことに反対する人はいないと

思うのです。だから、リスペクトが無いとか、侮辱しているとかということは多分誰にもないです。そのロジックと、今、議論している話と、そこを結び付けるのはやめておかないと先へ進めないと私は思います。

○中村座長 林委員からは意見書を頂いて、修文の提案でございますので、この修文をどうするか座長に預けるといことなので、それで引き取りたいと思います。よろしいでしょうか。

3章、他によろしいでしょうか。4章にそろそろ進みたいのですが、4章に係る意見であればそれを優先して次に進みたいと思います。

3章、どうぞ。

○丸橋委員 宍戸委員から林先生のコメントに対する意見を預かってきています。林先生の資料の内容に即して改めて通信の秘密の全体的理解を深めるための意見を申し述べます。

○中村座長 それは修文か何かに関わってきますか。

○丸橋委員 修文に関わってはもちろんきますけれども、第1に、海賊版サイトによる出版社への被害を防止する必要があることは確かですが、それに対策を講じることと一般の必要性を基礎づけるにとどめる。ここで議論しているのは、ブロッキングという通信の秘密を強力に制限する特定的手段を認めるための具体的で実質的な立法事実の存否です。そしてまた、電子書籍、ダウンロード、評価、アクセス警告方式等、その他のより制限的でない手段を検討しないままブロッキングしかないとの議論には飛躍があります。他の手段を尽くさなければブロッキングを認めないのは、創作者に負担を強いるのは不正義だとの御指摘もありますが、侵害者ではないインターネットの利用者一般の通信の秘密の侵害について、他のより制限的でない手段が無くて良いとすること自体が不正義でバランスを失するものと考えます。

第2に、通信を成立させる目的以外で通信の存在に関する事実を通信事業者が知得、窃用することは通信の秘密の侵害に該当します。これを必要以上のデータを取得、管理しないということは通信の秘密どころか、個人情報保護の一般的な原則であり、それは情報処理技術、情報通信技術が進歩した今日、様々な形での悪用や漏えいのリスクが考えられるからです。今回のように通信を遮断する目的で利用者全体のインターネットのアクセスを検知することは、現在、世界的に問題になっている大量監視につながるものとして、それ自体として重大な通信の秘密の侵害に当たります。

注2という指摘があるのですけれども、資料6です。ここはACTIVEではなくてDNS Amp攻撃を防止するために、悪意ある攻撃者からの利用者のブロードバンドルーターへのアクセスの検知を通信事業者の正当業務行為として整理したものです。何の目的で取り扱いをするかということが通信の秘密をめぐる比較衡量においては決定的に重要である点は繰り返しこの場で述べたとおりです。

第3に、通信の宛先を公権力が取得すれば、それが憲法違反の疑いがあるのは当然として、公権力が通信事業者に知得を命じることも国民から見て憲法上の通信の秘密の侵害に当たり得ることはおよそ当然だと考えます。この理屈によれば、およそ国家が私人を道具として基

本的人権を侵害しても、憲法違反の問題は生じないということになりかねません。

第4に、サイト運営者の特定は海賊版サイトの停止を意味しないという点はそのとおりですが、それ以上にブロッキングは海賊版サイトを停止するどころか、野放しにするものです。サイト運営者が特定されれば直接にその次の段階として民事、刑事の責任追及を行うことが可能になり、海賊版サイトの停止、そして、何よりも海賊版サイトを運営しようとする者に対する抑止につながるはずですが、ブロッキングにはそのような運営者に対する効果はありません。

以上、雑駁ですが、通信の秘密とブロッキングに関する、あり得る議論についての一定のコメントをいたしました。

以上です。

○中村座長 瀬尾さん、どうぞ。

○瀬尾委員 私、今日、本当は最後までいたかったのですが、どうしても離席しなければなりません。一言、言って、最後にこれで終わりたいと思いますが、まず、こういう会議で報告書を出さない、これは税金でやっている会議ですから、出席者全員、報告書を出す義務があると思います。反対をするのであれば、その席にはいけないと思います。そういう形もあると思う。

ですので、私は今回、文書をきちんと座長預かりでも、いろいろな形で修文を加えてもいいから、必ず出すべきであるし、その中で一方的な意見に偏らないように。これは通信の秘密も大事かもしれないけれども、民主主義はその根底にあると思います。会議が民主的に行われることは極めて重要というか、当たり前のことですから、きちんと他者の意見を並列して、事実を記載したものを確実に出してください。また、これは私の願いですし、私がこの会議を通じてお願いしたことの全てです。どちらにしても、両座長が、最後は厳しいでしょうけれども、是非おまとめいただいた文書を公開して社会に出してください。それだけです。ありがとうございました。

○中村座長 ありがとうございます。

さて、では、第4章。

○森委員 資料も作ってきたので、3章、よろしいですか。最後にちょっと待てということなので、待ちましたので、資料3について3分間だけ話させてください。

資料3を御覧ください。

両論併記が私はそもそもどうなのだと思っています。両論併記と言うと公平なような感じがしますが、実際にはそうはなっていない。資料3では83ページになっていますけれども、そこから実際にはページが繰り上がっているので、今の84ページの上から6行目「これらのことから」というところから引用していますので、資料3のほうの3ページ目から御覧ください。内容は変わっていないのでこのまま読んでいただいて大丈夫です。

これらのことから、ブロッキングが合憲といえるのはということで、合憲性判定基準4つ、1番目が立法事実ですね。4番目が他の実効的な手段が存在しないということでした。一番

下2行ですが、青になっています。ブロッキングの法制化は合憲であるとは言えないため、法制化の検討は停止すべきとの見解があった。これは私の見解です。あっさり短くおまとめいただいておりますが、これで結構です。

おめくりください。その続きですが、ここも「一方で」というところだけ変わっていますが、あとは全部同じなので、この4ページでそのまま行きたいと思います。

海賊版サイトによる被害が各推計で少なくとも数十億円単位に上ると見られていることや、第3章2、諸外国における制度についてのおおりの、主要諸外国の多くで導入事例があることに鑑みると、詳細な被害額や一部諸外国の導入状況に関する疑問のみをもって①が否定されるとは言えずとあります。ここまでで1回切りますが、この①というのは前のページを御覧いただきますと、これは違憲審査基準の立法事実のところですよ。1行目にある具体的・実質的な立法事実。

資料の5ページ目、詳細な被害額や一部諸外国の導入状況に関する疑問ということなのですけれども、そもそもこんな両論併記はよくないです。なぜならば、この数十億が3,000億になったのに、これを詳細な被害額ではないです。ゼロが2つも変わっているのだから。

一部諸外国の導入状況と言いますけれども、42カ国中15カ国については実施例が一度も無いということについて、導入されていないのではないかという話なのですが、これが一部諸外国の導入状況みたいな話になってしまうわけです。

この2つは決定的な立法事実だったと思いますし、それを今日になったら何か数字が怪しくなったから、いや、数字は重要ではないのだとかという話になってはいますけれども、だったら何が重要だったのかと思いますね。だから、私は立法事実がないと言っているのに対して、そこは反対もありましたよと、この立法事実は大したことがない、こんなことを言うのはどうかと思います。しかし、実際、こういう意見もあったということはそうだから、これは仕方がないのかもしれない。

6ページ目の他の手段の方です。違憲審査基準の④の方。また、第2章に掲げた他の海賊版対策、いろいろな提案がありました。CDNもそうです。それについても権利者のみによって可能なものは限られ、アクセスプロバイダその他第三者の任意の協力を必要とするものが多いこと。現時点で十分な効果が得られることが確実であると断言できないことに鑑みると、他の対策が奏功する可能性があることのみをもって④が否定されるとも言い切れないとなっています。

でも、基準の④は他に実効的な手段が存在しないか、事実上、困難ということなのです。それなのに、ここに書かれているのは、権利者のみによって可能なものは限られている。権利者のみによって可能なものは限られていても、他の実効的な手段が存在しないということにはならないです。第三者の協力を必要とする。第三者の協力を必要としても実効的な手段であることはあります。現時点で十分な効果が得られることが確実であることは断言できないと言いますが、それは別に他の実効的な手段とほとんど関係のない話ですね。

これは言ってみれば、権利者のみによって可能で、かつ第三者の協力を要さず十分な効果

が得られることが確実であると断言できる場合でなければ、そのような場合に限って違憲になるというお話ですけれども、実際にはそうではない。他の実効的な手段が存在しないか事実上困難ということは、全くそういう基準ではないということです。こんな意見があったのかなと思うのですけれども、こんな意見はありましたか。これはどなたですか。

6 ページを御覧ください。これが10月4日に私達のところに配られた中間まとめ（案）のコピペなのです。今の84ページを見ていただきますと、ちょうどこの部分の下から12行目、一番下の段落「これに対して」からくだりますと、「これに対して」を1行目として5行目「また第2章に掲げた」というところが私の6ページの「また第2章に掲げた」なのです。

そうすると、実は追加されているところがあるのです。それはどこかと言いますと、現時点で十分な効果が確実であるとは断言できないことというのが「これに対して」から8行目までで断言できないが入っている。私のスライドにある10月4日付のものが入っているのですが、この下3行がないのです。「断言できないこと」と「鑑みると」の間、この3行は今回追加です。10月13日バージョンで追加。「将来的に講じる可能性がある全ての対策について、実現可能性や実現までの期間・コスト等にかかわらず『他の実効的な手段』に含まれるという解釈は適切ではないと考えられることに鑑みると」と入っています。これは誰の意見ですか。

○川上委員 はい。私の意見です。

○森委員 分かりました。以上です。

○中村座長 今の御指摘の部分は、むしろ、修文の要求のところ。

○村井座長 今の森先生の仰った5ページのところ、諸外国。

○中村座長 これは座長預かりで。

○森委員 もちろん、前半部分といいますか、権利者のみによって可能で協力を必要としなくて十分な効果があると得られることが確実な手段がない場合に限って違憲というのが間違っていると言いましたけれども、これは削除していただくのだったら、もちろん、そんなことを言っている委員はいない訳だからそれでいいですが、そういう修文だというように受けとめてください。

以上です。

○中村座長 修文意見として承って、我々のほうで処理します。

4章に行ってよろしいでしょうか。

○林委員 私の資料では、資料6の7ページの「3. ブロッキングを限定する場面について」であり、本日の中間まとめ（案）では98ページの「次に」以下の段落の最後の行になります。

この中間まとめ（案）では、各所でブロッキングを許容する場面を限定的に捉えるための記述が登場していますが、記述が一貫していないと思いました。今日、配られている分は精査していないのですが、何パターンかございます。その中で98ページのところでは、なお、「達成が不可能ないし事実上、著しく困難なものかどうか」と書かれています。この点、私

が危惧しておりますのは、まず、他の方法が無いという場合に限定すると、資料6の7ページに書きましたように、権利者に対して「無いこと」の証明を強いるに等しく、極端な結果を招くので妥当ではないと思います。

また、「著しく困難」という部分も、被害救済を求める権利者に対して著しく困難であることの証明を求めるのは不合理でありますから、権利の濫用に至らない程度の合理的な努力を尽くすことで足りると言うべきであると思います。これは他の立法においてもリーズナブルエフォートとかプロポーションアルとかということで、そのように書かれているところで「著しく」という主観的と言うか、基準が明確になりにくい表現を用いるのは妥当ではないと思います。特に今回、時間は無いので説明はいたしません、資料6の後述4の記載で説明したとおり、一部の報道で、「あらゆる手段を尽くしたのか」と、被害者である創作者に対して「あらゆる手段を尽くしたのか」と、過度の負担を強いるような論評がございます。こういったことが「著しく」という点の解釈に反映してはなりませんので、私としては、中間まとめ（案）で、多分最も頻度の高い表現、すなわち8ページに書きましたが、「事実上、他に実効的な手段が存在しないか困難な場合」という記述にそろえるのが適切だと考えております。

以上です。

○中村座長 どうぞ。

○丸橋委員 今の点ですけれども、立法論では、やはりLRAの話なので、重要な公共の利益の実現のためにより制限的でない、他に選び得る代替手段で統一していただければと思います。

○中村座長 どうぞ。

○川上委員 時間がありませんので短く行きます。

私が本日持ってきたもう一つの方の資料なのですが、中間報告書の技術的な内容について、若干正しくない表現があると思いますので指摘させていただきました。でも、もう時間が無いようですので、異論があるなら引込めますけれども、2点です。

まず資料に89ページと書いていますけれども、実際の今日の資料では92ページになっています。1つは、DNSブロッキングが難しいというようなことの根拠の一つに、DNSブロッキングがオーバーストッキングをしやすいと書いているのですが、これは恐らく原点はInternet Societyの英文資料、勉強会で配られたものだと思うのですが、これに当たりますとfacebook.comとかが例示されていまして、こういうところに侵害コンテンツがあって、facebook.comをブロックしたら大変だろうみたいな、そういう文脈で使われていますので、今回の海賊版サイトの場合は、サイト全体が海賊版サイトですので、このオーバーストッキングの可能性が大きいという記述は削除する方が適切だと思います。

もう一つは、IPブロッキングについてもですけれども、このIPブロッキングは一般的に複数のサイトで同じIPアドレスを使用しているというのは、これは正確ではないです。特に大きなサイトの場合はそんなことはありません。それともう一つ、IPアドレスの割り当てが頻繁に発生するのは通信障害を引き起こす可能性が高く、実際に導入することは難しいという

のも強過ぎる表現だと思います。実際に迷惑メールだとかでIPアドレスのレーティングですとかフィルタリングというのは実行されています。既に運用されているものを、ここまで言うのは適切な表現でないと思います。これに関しては時間がもったいないので、修正すべきだと思うのですが、異論があるようだったら引っ込めます。これは村井先生の預かりでよろしいですか。

○前村委員 前村でございます。

今の件なのですけれども、DNSブロッキングにおけるオーバーストッピングの可能性に関して、今、川上委員が仰ったように、多くのサイトでDNSによる名前によって解決されたIPアドレスが適切にオーバーストッピングにならないという可能性は否定しませんが、かといって、オーバーストッピングになる可能性を排除するということまでにはなりませんので、修文なさるのであれば、その点を御留意いただきたい。

もう一つ、IPアドレスに関するブロッキングに関しましては、今、これだけCDNを中心としたネットワークによるコンテンツの配信が行われているときは、サーバー側でもIPアドレスというのは終始変わっているというような状況です。グローバルサーバーロードバランシングという機構がありますので、そういうことが1つ。

もう一つは、CDNのファシリティーを少数のIPアドレスでいろいろなコンテンツが使っている以上、それに関してはオーバーストッピングの可能性は全く否定できないというような状況ですので、付け加えたいと思います。

○村井座長 どちらもそのとおりだと思うのですけれども、今、この場では法律専門用語とインターネット技術用語がディープに入っていくというので、これを言い始めると法律の教科書とインターネットの教科書、両方全部書かないといけないので調整しましょう。

○中村座長 調整します。ありがとうございます。

山本委員が挙がっていますか。

○山本委員 第4章というか全体について、申し訳ありません。私、6時までしかこの会議の時間をとっておきませんので退席しなければなりませんので、一言だけ申し上げます。

基本的には全体の間中まとめには賛成です。ただ、1点だけ、私は全体をちゃんと精査できていないので、あるいはどこかに書いてあるのかもしれませんが、もし将来、仮に立法をするとすれば、第3章でさまざまに書かれてあるA案、B案、C案とか分かれてあるところでB案をとればそれでいいよというような話ではなくて、それぞれの案について十分に時間をとって精査して議論して検討していく課題は山のようにあると私自身は思っています。ですから、くれぐれも、もし立法するのであれば拙速な対応にならないようにという、もしどこにも書いてなければ、そういう意見があったということはどこかに書いていただきたいということです。

複数の委員からの中間まとめ（案）に対する意見書というのが出てきております。今後の審議が退席した後、どうなるか分かりませんので、仮にこれが採用されるとすれば、私自身は賛同できない部分があるということを予め申し上げておきたいと思っております。

1つは、この共同意見の裏側の2行目に第3章は本中間まとめの参考情報とするという御提案でありますけれども、これは反対です。第3章は本会議の正式な議題として取り上げられ、それについてかなりの時間を費やして議論をしまいいりました。私が最初に申し上げたように、むしろ、この点を議論するためにこの場にいたというように認識をしておりますので、それが参考情報になるというのはやや信じがたいまとめであると思っています。もちろん反対する委員がおられたということは存じ上げていますし、私も第3章の立法について賛成でも反対でもないのですけれども、ただ、それを参考情報にするというのは会議体の取りまとめとしては考えがたいことではないかということでもあります。

もう一点は、これは先ほど林委員からもお話がありました、下から3行目あたりにあるブロッキングの法制化について、法律を専門とする全委員の間で現状では違憲の疑いがあることについて意見の一致を見たとされていますが、私自身はそこまで断言する自信は全くありません。少なくとも、私自身は議論の前提として一定の手続を組み立てていけば憲法違反の疑いを払拭できるような立法が可能ではないかというように考えて議論をしてきたつもりであります。この現状ではということの意味にもよりますけれども、いかなる立法の試みをして、それが全て憲法違反の疑いがあるのだという御主張であれば、少なくとも私は賛同できませんので、全委員の間というのはやめていただきたいと思えます。

以上です。

○中村座長 どうもありがとうございました。

では、4章の議論に入っておりますけれども、ほかに4章について意見はございますでしょうか。

どうぞ。

○村井座長 私が書いたと言われた4章があった時もありますが、今はそうではない。4章を見てください。まず、ブロッキングのブの字が入っていたら嫌だものねという話、置いておいてもらって、1番の○、正規版の流通に加えて緊急対応ができるためにこういうことをやらなければいけなくて、これをみんなで頑張る、民間主導で連携して直ちに取りかかる。それを関係省庁が連携して支援する。ここはいいですか。

○森委員 済みません、ここはとかそういう話ではないのです。

○村井座長 ないので、4章を全部切れという御意見は分かっています。でも、この部分は進める可能性があると思えますか。

○森委員 そうですね。ブロッキングの法制化の見送りが認められるのであれば可能性がある。

○村井座長 ありがとうございます。

次、リーチサイトの法制化、書籍のダウンロード、違法書籍のダウンロード、静止面のダウンロードの違法化の検討を進めて、加えて、様々な側面から必要な制度設計の検討を進める。これは如何ですか。

○森委員 これも同じ条件で。

○村井座長 前提が同じですね。そうすると、森先生的前提が嫌なのは、その次の○と次の次の○ですね。では、これをやめましょう。

その次、我が国の重要な電子コンテンツである漫画とアニメーションの海賊版サイトの課題を迅速・適切に解決するため、本検討会議で議論された内容について、継続・発展的な議論ができる適切な環境を引き続き整備すべきである。これは如何ですか。

○森委員 これは、にわかには賛成しがたいです。ここで両方の委員が来て、それなりに検討してきたわけですから、何かこういうように書かれると。

○村井座長 別の場所でやりそうな気がするから嫌だと。

○森委員 はい。こっそりやられてしまうのではないかと。

○村井座長 わかりました。

○中村座長 この会を含むということであつたらどうですか。

○森委員 でも、申し訳ないのですけれども、先のことをどうすべきかは今、申し上げられないです。

○村井座長 ここは漫画とアニメーションの海賊版サイトに対してリスペクトが無いと言われなければならないようにするために書いたところなのですけれども、リスペクトはありますから大丈夫ということを書こうと思っていますので、継続・発展的な議論ができる環境を引き続き整備すべきかどうかというのは、森先生が仰るのは、状況、場合によるということですね。

すっ飛ばしたところのブロッキングに関しては、どう考えても議論はまとまりませんね。したがって、○ブロッキングとこれを全部抜いて、ブロッキングに関する制度整備については意見がまとまらなかった。これはどうですか。

○森委員 それはダメです。

○村井座長 ダメ。なぜダメですか。

○森委員 両論併記はダメです。

○村井座長 まとまらなかったというのはダメと。意見が違う。

○森委員 まとまらなかったもダメです。

○村井座長 ダメですか。わかりました。

それはまとまらないからダメなのですね。表紙に行ってください。

○川上委員 すみません、この検討というのは森委員の意見で決まるものなのでしょうか。

○村井座長 違います。

○森委員 共同意見書の趣旨を説明している。

○村井座長 まず私の話を聞いてください。座長の私が言っている。

次、表紙を見てください。まとめるのは嫌ですと言っているのです、中間まとまらないにする。これはどうですか。

○森委員 素晴らしいと思いますけれども、ダメだと思います。

○村井座長 何でダメなのですか。

○森委員 それは本当に表紙だけ中間まとまらないにして、これ1枚で公表していただくの

だったらいいですけども、絶対そういうようにはされませんね。

○村井座長 ちょっと待ってください。こういう時は中間まとめという言葉を使うのですが、先ほど瀬尾さんが言っていたことを使うのはどうですか。これは議論をこれだけしたのだから、私達は報告をします。だけれども、まとめていない。

○森委員 全く瀬尾さんはいいことを言われたなと思ったのですけれども、決定的に間違いを犯していると思うのは、ここにいる人達は国民の付託を受けて出てくるわけだから、そこで我々に求められているのは、報告書をまとめることではないです。国民のためになるような判断をして、そのように行動することが求められているのであって、それが報告書を出すことでないのだったら、私は報告書を出さないのが正しいと思います。

○村井座長 それが報告書を出すことだから、報告にしましょうよと言っているのです。これは事務局の方が飲んでいただけるかどうか私は分からないのですけれども、中間まとまらないよりは中間報告の方が、私達が今までやってきたことをそのまま表現していて、今の修文、これだけ議論して、これだけの方が集まって、これだけの内容をいろいろ言って、今日いただいていた全てのことは反映できると思います。そこなら私達の範囲で、例えば3,000億なのか30億なのかということとか数字の根拠はどうなっていて、ひとり歩きがどうなるのかとか、CDN、新しい事実がどんどん出てきます。そのことをどの時点で入れるのかというのは、どこかの時点で腹をくくって入れないといけません。山本先生が仰ったように、3章を参考にするということはあるまいだろうという御意見も私達はここまで議論をしたから分かっています。

そういうことを全て飲み込むと、タイトルは中間まとめにはできないと私は思います。まとまっていないから。それで中間まとまらない。つまり、中間報告として、それでブロッキングに関しての4章の記述を改めて、ブロッキングに関する制度整備については意見がまとまらなかった。

○森委員 村井先生、我々が懸念しているのは、この報告書の細かい文言がどうかということよりも、これによって法制化が進むことなのです。したがって、両論併記のまま報告書をまとめれば、それは法制化がするすると進む訳ですから、そのことを我々は止めようとしているのです。その点についてはいかがですか。

○村井座長 そのことはよく理解しています。そのことをこの場でどうやって、法制化をするための会議ではないです。法制化に対する知恵を出すための議論するための会議です。それでインターネットの専門家も。

○森委員 違います。法制化をすべきかどうかを検討する会議だし、法制化をすべきでなかったら法制化を止めるべきなのです。法制化をやるべきなのだったら法制化を進めていただいたら結構です。その法制化が是か非かということはこの会議は任されているのだから、それをそのとおり法制化すべきかどうかということをはっきりさせなければいけないです。両論併記だったら法制化をするではないですか。それは村井先生、どうなのですか。

○村井座長 両論併記は法制化をするかどうか。これに対して法制化をするのが是か非かを

決める会議だと私は思っていないけれども、そのことができるチャンスは十分あったと思います。そのことに対する表現は、この報告の中には十分書かれているのではないかと思います。まだこれは書かれていないとすれば、そのことの見解をもう少し修文で入れることはできると思います。

○森委員 それでは、村井先生、仮に最終章を我々9名が提案しているような形に直していただいて、共同意見書を読ませていただいてもいいですか。

事務局が提出する中間まとめ（案）は、依然として、ブロッキング法制化の当否について賛否両論があったことを確認する内容であり、ブロッキング法制化を強行する意図をあらわにしたものとなっています。前回検討会議（第8回）において、ブロッキングの法制化に違憲の疑いがあることが法律家委員のほぼ全員によって確認され、法制化の棚上げについても多くの委員の賛成があったにもかかわらず、その議論が案文に反映されていないことは極めて遺憾です。

現在、出版社側、通信事業者側、双方の有志が集まり、民間同士の協力のあり方について前向きに協議が行われつつあります。このような流れがある中で、事務局がブロッキングの法制化を進めることは、民間の協力関係に再度亀裂を入れることにつながります。事務局は、私達を含む多数の検討会委員の意見を無視するのではなく、ブロッキングの法制化の強行を断念すべきです。

以上の観点から、最新版の中間まとめ（案）の第4章については、その全文を削除し、下記のとおり修文することを求めます。

上述の各章において、委員の間に異論があった。しかしながら、それらを踏まえて、今後の進め方については、以下のとおり合意することができた。

すなわち、ブロッキングの法制化については、法律を専門とする全委員の間で、現状では違憲の疑いがあることについて意見の一致をみた。また、ブロッキングの法制化に固執すること自体が民間同士の協力をかえって妨げている状況が認識された。

そのため、本検討会議は、ブロッキングの法制化については一旦見送った上で、民間の協力においてブロッキングを除く対策を総合的に推進すべきであると考え（第3章は中間まとめの参考情報とする）。今後、民間の自主的な話し合いをもって迅速に協力体制が構築され、ブロッキングを除く諸対策が立案・遂行され、それらの効果検証がなされるとともに、海賊版サイトによる被害が速やかに収束することを期待する。

以上です。

○村井座長 森先生、大きなやるべきことということに関しては、私の申し上げたとおりだと思います。やるべきことをみんなでやる。それから、協力をしてやる。こういう体制をつくる。私はそこに対しての努力は惜しみません。

ただし、ここで表現されていることで、森さんというか、この9人の方の御意見にもやはり問題があって、法律を専門とする全委員の間で、これはもう違うと先ほどから皆さん仰っているのです。このことを法制化に固執する。固執するというのも私も最初から懸念してい

たこととして、ブロッキングありきではないというのは第1回目の会議から私は申し上げていて、固執するという事はかなり直してもらったのです。

というわけで、このブロッキングありきではなくてタイトルも海賊版に関する検討会議。つまり、法制化を検討しようということですからタイトルから抜いていただくことは飲んでいただきまして、これは固執するという事は言われたい、指示されないということで、内容に関しても、そのような修文は相当時間を使ってやっていただいたつもりですので、この固執したという考え方は分からないでもないですし、そういう力があるのではないかとということもそれなりに仰る意味がよく分かります。

ただし、ここでこれだけ時間をかけて、今、報告書をまとめようということ議論している中で、法律を専門とする全委員がそう仰っている訳でもないことに鑑みながら、私、これでシャラップしますけれども、私の提案は、3章は参考にすることは無理があると思います。その代わり、その3章の中での両論に関しては森先生の御意見も含めてきちんと入れるようにという指示を私の方からは事務局にお願いしました。それも大分反映されていると思います。今後も、今日の御意見を含めたことは入れることができると思います。

そして、何よりまとめはもうこの際、諦めてもいいのではないかと。だから、やはり議論したことの報告はきちんと残すべきではないかと。これが私の意見です。そこまでで、あとは議長に任せます。

○森委員 それは、この記録をとどめることはすごい重要だと思います。ここで行われた議論はすごい重要です。けれども、この会議は幸いにも議事録まで含めた全ての情報が公開されていますし、委員の提出資料も公開されていますから、それで全然正確な記録において不足はないと思うのです。そして、それを無理にまとめようとするから様々なあつれきが生じるのであって、さらに言えば、村井先生のまとめ方だとブロッキングの法制化はするする進むのです。両論併記でまとめるとね。

○村井座長 まず、私はまとめるのはやめようということを提案していますので、報告だけです。それがオンラインで全部自由にあるから報告は必要無いというならば、それも考え方もかもしれないけれども、私はこれまで議論していただいたことの内容を報告するのは議長としても義務、事務局としても義務があると少なくとも思います。それがまとめでないというのは、多分、事務局の方は受け入れてくれないぐらいの断腸の思いではないかと思えますけれども、それが私はあるべき姿ではないかと思えます。

○中村座長 今、村井さんから提案があったのは、言ってみれば検討状況という趣旨でこの紙を一束のものとして世に出すということではどうかということでありまして、私もこの際、まとまらないので、まとめないということに賛成をしたいと思います。

私は4章の最初の○と2つ目の○、民間の対応とその他の制度化、そして、一番最後にあるこのような場をきちんと我々が持ち続けることというのが確保できれば、あとは森さんが主張されるようなこともあれば、法制化を進めるべきだという明確な御意見もありますので、その両方を書いておく以外に我々としては、今、ここを収めようがなく、その上で、今、検

討の状況はこうですよという報告をいたしますけれども、そこから先、政府なり国会が法制化するかどうかについての権能を我々は持っていないので、そこから先どうするかというのは政治運動するしかないのではないかと思います。

○森委員 今、こういう報告をしますよと仰いましたけれども、そういう報告をすることには我々は反対ですからね。

○村井座長 森さん、もう一個、一番最後に、つまり、本検討会議で議論した内容について継続・発展的な議論ができる適切な環境を引き続き整備するべきである。つまり、この場でもいいと思うのですけれども、これに反対される理由というのは、今のコンテキストではどうしてですか。

○森委員 それはどうしてかということ、このような議論の対立があった上で、今後、別の場を設けて検討すべきであるというように書いた報告書をもって、法制化は普通に進むからです。我々は、法制化の見送りと違憲の疑いがあるということを必須の要素として最終的な合意に入れていただきたいと思っているわけで、それ以外の提案は全て法制化を具体的に進めることを可能にするものとして、それについては反対だということです。非常にシンプルなことだと思います。

○村井座長 森先生の御意見はよく分かりますけれども、これは委員の皆様がどう思うかということも考えないといけないですね。

○中村座長 ほかの委員の皆さんの御意見も伺いたいです。

○川上委員 そもそも、今回テーマになりましたのは、通信の自由というものが大きく取り上げられていますけれども、同時に表現の自由ということがあります。その先に、それが言論の自由が侵されることを懸念されているという話だと思うのですけれども、それを何で森先生がほかの委員の言論の自由を奪い、表現の自由を奪い、自分の意見を通されることに固執されるのか。これは先ほど国民を我々は代表していると仰いましたけれども、ここの委員は私も含めて別に国民は代表していません。選挙での信託などは受けていませんし、あくまでも有識者として最終的には政治家が判断する資料を作るというのがこの研究会の第一の目的だと思います。ですから、森先生の言われていることというのは、どちらかという活動家の行動ですね。このままいくと法制度が、他のところで検討されたら困る、という主張は、そもそも、この検討会の役割を勘違いされているのではないかと思います。

以上です。

○中村座長 ここは議論したくないので、他の方の意見も伺いたい。

後藤さん、どうぞ。

○後藤委員 私も村井先生の報告書ということで、事実をまとめるということに賛成です。ここまで9回も議論してきてそれが無いということは、どう考えてもおかしいです。森さんの意見も分からないでもないけれども、私の意見とは両極で、水と油で、合致する訳がないですから。これはあるべき方法、今後の国会の場なのか、その辺も含めて、それこそ本当に国民に信託された議員で議論していただくのが普通だと思います。

○中村座長 どうぞ。

○福井委員 ありがとうございます。

今後の議論の進め方について、私自身は大部分において委員の間で合意できている他の海賊版対策の実施と検証をブロッキング法制化より優先させるべきだと考えます。ただし、前提として、私はブロッキング以外の現実的な対策を動員しても決定打にはならない、そういう悪質な海賊版サイトは存在し得ると考えています。一例として、現在、米国での訴訟提起とサピーナ、召喚状を利用した海賊版運営者の情報取得が話題になっています。これは恐らくサイト側がみずから契約者になってCloudflareの有料サービスを使うなど、一定の場合には非常に有効な対策だろうと思います。

他方、複数委員から指摘があったとおり、Cloudflareの無償CDNを使っている海賊版サイトあるいはAnitubeのように身元が分かっても本国で法執行できないケースでは、他の対策が必要です。MioMioのようにそもそもCDNを使っていないとされる海賊版サイトしかりです。もちろん、ブロッキングとて単体では不十分な対策であることはそのとおりでしょう。しかし、EUなど多くの国で導入され、効果や肯定的な評価の報告もある事実はやはり重いと思います。

そうではありますが、ブロッキングで容易に一致できないことは、現状、余りに明らかです。そして、このタスクフォースの内外でこの間、非常に多くの貴重な対策提案が行われてきました。問題は、海賊版の被害をいわば許容できるレベルに抑え込むこと、これが本丸なのであって、まずはこれら既存の手法、それから提案された新手法を動員して、その実施と効果を見定めることが重要に思えます。最後の村井座長の思い切った提案は、この方向に即しているように思います。ありがとうございます。

○中村座長 他にどうでしょう。

まだ森さんと同意見だと仰る方、おられますか。

どうぞ。

○立石委員 根本的な対策には、やはり警察が逮捕するという事について余り述べられていないのはどうなのか。しょせんブロッキングは臭い物に蓋をしているだけであって、これは海外で見えてしまうことには問題ないのですかというのが非常にある。また言い出すとライトユーザーはできないという話ですけれども、VPN等を使ってアメリカの映画を見ている人はいっぱいいるという状況を考えて、本来のやるべきことは犯人逮捕なのに、ほとんどこれには言及されなかったということはどうか。

村井座長仰るように、まとめられなかったということを使うことをもし具体的に表現がどうやってできるのか分からないのですけれども、これを見た人がまとまらなかったのだというような表現、表紙を見て分かるのだとしたら、それはまた一考かなと思うのですが、今、森先生が仰っているように、ブロッキングそのものが、これは結局、我々は証拠集めのためにこういう反対意見がありますということを証拠集めの一部としてここに座らさせていただきなかなというように思わざるを得ない。

先ほど村井先生が仰ったように、我々の権能が及ばないところで立法化されるわけですか

ら、そこまで慎重に考えるべきというのは、反対派としては当然慎重になるべきだと考えるのは普通ではないかなと思います。

○中村座長 吉羽さん、どうぞ。

○吉羽氏（野間委員代理） 今日、委員の野間が海外出張ということで私が代理で出席させていただいております。村井座長の御意見、福井先生の御意見、特に関係者が民間主導で連携して直ちに取りかかるとあるよということについては、全く異論がございません。民民の取り組みをこれまで以上に進めるためにも、こちらで○の2つ目に書かれているとおり、リーチサイト規制であるとか出版物のダウンロード違法化の検討、これは必要最低限の法制化なのかなというように思っております。このまま何も提出しないと前に進めないなどという危機感を覚えておりますので、村井先生の仰るように報告という形でも進めていかないといけないと思っております。

既に議論が進んでいるリーチサイト規制に加えて、ストリーミング型であっても実際にはアプリを使ったりとかダウンロードしているという利用実態がありますので、多くの委員からも同様の意見が出されているとおり、出版物のダウンロード、違法化の議論についても直ちに法制化を進めていただきたいというように考えております。

民民の協力に関しましては、既に複数の出版社とも話し合いをして、ISP事業者さんとの間での協議体設置に関しての議論を進めています。初回会合も間もなく設定できるのではないかなというように思っておりますので、民間でできることは民間で進めて、それを政府も法制化という点から後押しをしてほしいと思います。

ブロッキングに関する議論についてですけれども、あらゆる手段を駆使して効果を見定めたとしても、これまでのタスクフォースの議論をベースとした継続性とスピード感を持った議論は継続するべきであろうというように思っております。

○中村座長 長田さん、どうぞ。

○長田委員 私どもの団体としては、ブロッキングの法制化には最初から絶対に反対をするということで私はここへ座っております。それはなぜかということ、最初ときに申し上げたかもしれませんが、過去にやはりこういう理由だからこの法律は安心のためにと入った法律が結局は国民を苦しめることになったという、それは随分昔の話と言われればそれまでですが、私どもの古い会員の中からずっとそれが引き継がれてきているので、法律が最初にできるときにきちんと我々も参加をして議論していくべきだという立場で今回参加させていただきました。

今、講談社さんの方からも民民の動きが始まっているというお話がありましたけれども、それはブロッキングの法制化がどうなるのかということに大きくかかっているのではないかなと思います。結果的に、先ほど立法は別の場で考えられるのだというお話がありましたけれども、片方で立法化が粛々と進んでいるところで民民の協力と言われても、多分、そこは協力がなかなか難しいという方々がたくさん出てきてしまうのではないかなと思います。

9回にわたって検討してきたので非常に長い時間かけている訳ですけれども、ブロッキン

グの法制化以外のできることをまずみんなで力を合わせてやるということが大切なのではないか。そして、それでどうしてもダメだったらということで賛成してらっしゃる皆さんだって、そこは一応条件付きで仰っているのですから、まずはできることを先にやるのだということを書き明かすべきではないかと思って、中間まとめ（案）に対する意見書に私も名前と一緒に連ねさせていただいています。

法律を専門とする全委員の間で違憲の疑いがあるというような意見は一致していないという御指摘がありましたけれども、それでも、やはり様々な条件下の中だとされている訳で、今すぐできるわけではないということでは一致をしているのだと思いますので、そこはぜひもう一度、再度考えていただいて、何か形だけ中間報告でブロッキングに関しているところの2つを抜いたから大丈夫よというのは、説得力もいま一つ無いのではないかと思って、やはりここはまだ私は反対としか申し上げられないという意見です。

○中村座長 賛成と反対がある以上、それをどれかに収めることはできないという意味での丁寧な両論併記をここまでできて、最終的にはまとまらないのでまとまらないとしか、我々サイドとしては書きようがないな。今、長田さんが仰ったような「おわりに」の最初の○、2つ目の○、3つ目の○のような、直ちにやれるようなこととこのをまずは進めましようということは書けると思います。だけれども、ブロッキングはまとまらなかったということで、この文章が収められるのだったらいいのですけれども、それでもなお反対あるいはそれで座長の報告とすることに対する抗議もあるかと思いますが、その御意見をこの後に個別の意見をつけるというのはどうでしょうか。

○森委員 簡単に言うと、どういうまとめ方をするにせよ、まとまってしまうと賛否両論ありましたねということで、我々の外で法制化はするする進む。そのことを我々は懸念しているだけなのです。そのことを阻みたい、そのことを阻む結論にしたいわけです。そのために反対しない、賛成しない、まとめさせないと言っているわけで、正確な両論併記と仰いますけれども、そんなのは中村先生だって正確に両論併記して報告書を出したらさくさくブロッキングの法制化が進むのは御存知ですね。そこをどう考えるか。それは我々のミッションではないと言ってしまうとそれまでですけども、私はそうは考えていません。

私は、先ほど川上さんの国民の代表とは言っていません。代表ではないです。国民の負託を受けていると言いました。やはりこの役所の検討会に出てくる以上、何がしかは国民のためになるように考えなければダメだと思います。それは私が勝手に思っているだけかもしれませんが、私はそういうように考えているし、その判断で行動しなければいけませんから、そんなのは委員で報告書作りに出てきたのだから報告書をまとめなければだめだ、そんなことはありません。何が国民の利益かということを考えて行動すべきです。

○吉田委員 ICSEAの吉田でございます。

私も意見書の方に名前を連ねておりますので、基本的には森先生と同じ考えでございます。まさに、この検討会の題名が総合対策というところにありますので、総合的な対策を進めるに当たって、その障害となっているブロッキングに固執することは不要なのではないかなと

いうように考えています。

そのブロッキングに固執することによって、その他に効くかもしれないし、効かないかもしれないかもしれませんが、昨今のいろいろな情勢を見ているに、十分に効く、効果がある手法というのも出てきているわけですから、まず、これをやって民間協力を促進して、これをやるというところが先に来るべきであって、拙速に報告という形でもまとめて報告を上げるというのはいかなものかなというように考えております。

民間が協力してやる際に、やはりブロッキングをするという可能性が残っていると、これは実質的に本当に通信側の協力が得られにくいという状況はありますので、この点を払拭した上で気持ちよく民間協力が進むことを切に願っております。

○中村座長 林さん、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

各委員から意見が表明されている中で、合意できないということがすごくはっきりしたと思います。その中でどうするかという点については、村井座長が御提案されたような形しか、もうないのではないかと私は思います。なので、村井座長の御提案に賛成し、修文についても全て座長に一任したいと思います。

以上です。

○中村座長 どうぞ。

○丸橋委員 今「第4章 おわりに」の4つ目の○、村井先生はスキップしましたけれども、この「ただし」のところの両論併記のまとめ方。これは最初のまとめのほうは、今までブロッキング反対論をまとめたかのようなまとめ方、日曜の夜に差しかわったわけですがけれども、何と書いてあるかということ、単純な反対あるいは凍結ではなくて、ブロッキングの法制化について引き続き慎重な検討を行うべきでまとめている訳です。賛成派はその下2行でストレートに書いてあります。

こういうまとめ方がやはり賛成できない。この報告なら何とか合理的な結末になるだろうというように期待できないところな訳です。ここをまとめるとしたら3つですね。ブロッキングについてとことん議論すべきだと、場所を変えても何でもずっと議論すべきだという意見は一部、福井先生もそれに近いのかもしれないですが、そういう意見は確かにあったと思うのですが、9人の意見書を出した人はあくまでも凍結だと言っているわけですから、それをこういう2つの意見併記だという書き方は全くおかしいと思います。

○中村座長 だから、切るのですね。村井さんの提案は、ここを切ってしまうのですね。

○村井座長 私の提案は、もう書かないということ。

○中村座長 だから、3つ目の○も4つ目の○も、もうこれは。

○丸橋委員 それは書き方のことを言っているのではなくて、こういう書き方をするようにまとめる事務局が信じられないと言っているのです。

○中村座長 それはどう扱ったらいいのですか。私、扱い方がわからない。

○岸本参事官 今、丸橋委員御指摘のところは宍戸先生から御指摘いただいて修文したとこ

ろで、事務局が恣意的に書いたものではないということは申し上げておきたいと思います。

○曾根参事官補佐 それと、日曜の段階で差しかわったというお話なのですが、この部分については、ずっと前に資料を送らせていただいていた、委員から御意見を頂いたものを反映して、その過程で宍戸先生からの意見も反映させていただいて、それで金曜の夜にお送りさせていただいたものですので、そこは違うのかなと思います。

○森委員 先ほどの私の情報法制研の情報開示請求のところでもそうなのですが、もしかしたら、このワーディングを宍戸先生が書かれたのかもしれないのですが、我々はことほどさように信用できなくなっているのです。例えば私のものだって入れてくださってもよかったですではないですか。資料3を見てください。資料3で話しませんが、第4章について、私は反対したわけです。前回、それを村井先生が読んでくださいましたね。

そのとき、何に反対したかという、この第1項目というのは今の案だと3つ目の○になっているのです。事実上、他に実効的な手段が存在しないか著しく困難な場合に限定し、その技術的な可能性を排除しないということなのですが、これは、私は反対ですというように前回の資料で右側にあるように書いていたわけです。ところが、そういうところは全くスルーで、そして、その次の直ちに協力するという今回1つ目の○になっていますけれども、ここも不公平だという話をしていただけたのですが、我々の意見でそういうところはスルーなわけです。違いますか。

○村井座長 違います。これはスルーではないのです。よく見てください。ブロッキングについては、事実上、ほかに実効的な手段が存在しないか著しく困難な場合に限定し、その技術的な可能性を排除しないと言ったのは、私が最初の文で書いたことの意味をあのとき森さんの意見を読み上げて私が訂正をしたところなのです。

つまり、この文章の最初の意味は、技術的な可能性を排除しないというのは皆さんがあるとき話して、要するに効果が無いのですかと、効果が無いとは言わないという議論をしたではないですか。だから、技術的な可能性は排除していないということと法制的な可能性は排除しないということは全然別であって、だから、「技術的な」というのが入っているのです。これは森先生に指摘されたので、それを修文して入れました。

○森委員 私の意見が法制度的に排除してほしいということだったと仮にしても、そういうように書いてくださらなかったのはなぜですか。これだけ見ても全く両論併記に読めません。

○村井座長 という訳で、今、これは消した前の中間バージョンの話をしていただきたくないのです。森先生の話というのが3章の中で大分入っているというのは確認をしていますけれども、言われたことが全部丸ごと入っているのか、文章とスムーズになるように入っているのかというのは修文の常なので、これに関しては十分指摘をしていただく時間をとってくださいということをお願いしてあります。

今回は多分、この会議始まって以来の1週間前に原案が配られるということが起こったのではないかとは思っていますけれども、時間のない中で事務局の方はかなり入れていただい

ているのではないかなとは思いますが、信用が無いとかというのはいろいろな御意見があるのは分かりますけれども、少なくとも事務局の名誉のために言うと、これに関しては座長の方からは、とにかく森先生の御意見をきちんと入れてくださいということも含めて、お願いをしてきました。時間のない中でいろいろ十分でないところはあるかと思えます。それは今日、御指摘された部分もあると思えます。

とにかく、この議論をずっと続けるべきだ、止めるためにはここでひるんではいけなくて、走り続けなければいけないのだということであれば、それは多少無理があると思えます。この委員の方をこの体制でずっとこの議論をこのまま続ける。それで永遠に続けていると法制化はできない。こういうための流れ、こういう流れを作っていくというのは、この会議体としては私はやるべきではないと思えます。

だから、御意見はよく分かります。どこかで法制化は進んでしまうのでしょうか。だから、止めなければいけないでしょう。それを止めるのはここなのですかということですね。

○森委員 止めることに向かって行動すべきだと私は考えていますし、他の方もそう考えているのです。この9人に関して言えばね。

○村井座長 いや、だから、そう考えている方がいらっしゃるのはよく分かっています。だけれども、私達が今、議論しているのは、この場の報告をどういうように作りますかということ議論しているのです。そのことが、つまり法制化を阻止することがいいとも悪いとも言っていないです。ただし、法制化に対するいろいろな知見が出てきた中で、そのための資料にはなっていますので、今の段階でいい報告にはなっていると思えます。ここまで突っ込んだこの件に関する報告はないですから。

というわけで、まとめないということと、この報告をきちんと出すということと、この報告は公知されますので、そのことを見て、それから、どういう法制化に関わる方がどうやって関わって進めていくのか、あるいは進めないのか、これに関しては今の段階では分かりません。だけれども、それに関して私達が言いたいことがきちんと言えているならば、それはこの時点で私達の使命は果たしていると思えます。そういう意味で報告を作ろう。それから、その内容というのは全ての人が今の時点でそうだと思っていること、それをきちんと書いておきましょうよということです。これ以外の方法は何があるかということ、もう何も出さずにこのまま無かったことにするというのは、あり得るのかもしれないです。そうしたいですか。

○中村座長 改めての整理ですけれども、「おわりに」に書いてある最初と2つ目の○と最後の○を残し、その後のブロックングについて書かれている2つの○は削除し、その代わり、ブロックングの法制化の整備についてまとめられなかったと最後に書くというのが今の4章の案です。

もし、それに対しても反対あるいは懸念、抗議といったものがあれば、その後にお名前を出していただいて結構なので、それを付けていただきたい。

○村井座長 森さんの御意見も私も付けた方がいいと思えます。ただし、やはりこれは気をつけていただかないといけないのは、森さんの御意見で全員の法律家がそう思っているとい

うのは、9人の方が思っているのはよく分かりますけれども、この方達が思っているとか、そういったところが割合正確に表現されていれば、これが付いていていいのではないかと思います。

○森委員 いや、そこは多くの法律家にしてもいいですし、最悪、第3章は参考情報とするというのを削除してもいいです。だけれども、違憲の疑いがあることと棚上げにするということは9人の明確な意見として変わっていないわけです。先ほどから先生方の仰っているのは、今の第4章の○を1個か2個とって、これでどうだみたいな話ではないですか。そうではないです。

○村井座長 だから、それに加えて、今の御意見も付録でくっつけたらどうですか。

○森委員 それは単なる両論併記だから、全然ダメです。我々は両論併記によってブロッキングの法制化が進むこと自体が困る。本当に困ると思います。協力体制などはとまってしまうと思います。本当に困ると思います。

○村井座長 ちょっと待ってください。両論併記は絶対ダメだということは、今から全員を口説くということですか。

○森委員 だから、それは賛成しませんよというだけのことです。

○村井座長 というわけで、賛成しませんよは、ぜひ書きましょう。

○中村座長 このまま法制化が進むことに対して重大な懸念があるとか、明確に反対だということもそこに書いて出していただければいいのではないかと思いますのです。

○村井座長 本文に書いている以上に新たに加えたい部分があったら、後ろにつけたらいいのではないですか。

○森委員 何でこういうように修文してくださいというように言っているのに、そこは全く検討対象にならないで、いやいや、とにかくまとまらなかったことについて報告書を出すから報告書を出させてくれという話になるのですか。それで報告書が出たら、それは両論併記でいろいろなことを言っていた者がいたということで法制化は淡々と進むわけでしょう。そのことの弊害について考えていただきたい。

○中村座長 賛成意見、ブロッキングの法制度を整備すべきだという明確な意見の方が数名おられるからなのです。

○森委員 でも、こちらは9名です。何でそんなにめっちゃ向こうの味方なのですか。

○中村座長 めっちゃ向こうの見方はしていません。私は完全中立でこれをどうにか。

○森委員 明らかに向こうの味方ですね。これは両論併記をやめてくれと、そして、最終章に違憲の疑いと棚上げを書いてくれと言っているわけだから、それを多数の委員が支持しているわけです。なぜそうならないのですか。

○中村座長 どうぞ。

○川上委員 そもそも、先ほどからお話を聞いていると、森先生の言われていることというのは、結局ブロッキングをやめたい、法制化の可能性を潰したい。自分はそのために全力を尽くすということを仰っているのですね。9人の意見とか強い憲法違反のことを言いますけ

れども、先ほどの話を総合しますと、そういうことを主張されているのも、この法制化を潰すための手段として主張されているというようにしか聞こえない。ここは有識者会議なので、あくまで論理でもって、理屈でもって意見を言っていただきたい、そういうように思います。

○中村座長 確認したいのは、この反対なさっている9人の皆さんが、そういう反対意見を最後につけることでも引き下がらないということですか。

○村井座長 ちょっと待って。その前に聞きたいのは、この紙を書いていたいただいたのは10月15日ですね。

○森委員 日付は今日付にして皆さんに回したものです。

○村井座長 わかりました。今日でいいですけども、私が今、提案した4章のまとめ方を聞く前ですね。それから、まとめないとか。

○森委員 だけれども、前回の第4章はみんな見ていました。

○村井座長 それでも、この9名の方はダメですか。

○森委員 もちろん、全然変わっていません。

○村井座長 全然変わっていないのでダメだということですか。

○立石委員 すみません、まとめない報告書というのがどう書くか、想像がつかないです。

○村井座長 だから、言っている。表紙は、まとめは書かない。報告。それで先ほど言ったとおりで書く。中は、今日、皆さんが言ったことを入れる。後ろには、皆さんの言いたいことをつける。できれば個人名がいいと思う。どうですか。

○森委員 私、今日、こうやって共同意見書も出だし、前回、福井先生とか上野先生から棚上げもやむなしなのではないのかという御意見もいただきましたから、本当はこれでどうですかと言いたかったのです。それは全員のところを多くのにしたりとか、そういうところはいいです。本当はこれで最終章のまとめをしていただけませんかと言おうと思っていたんですけども、どうしてお二人はそれに反対なのですか。

○川上委員 どうしても何も、ごねられているのは森先生ですよね。何で森先生の言うことはごねれば通るのですか。それはおかしいですよね。

○森委員 川上さんに聞いているのではないです。お二人に聞いているのです。何でそんな弁護するのですか。見事だなどは思うけれどもね。

○村井座長 何が見事なのですか。

○森委員 川上さんの茶々の入れ方がですね。村井先生に私はお答えいただきたい。なぜ我々が、これは結構多数の意見だと思うのです。もちろん、全員と書いたのは多くにすべきかもしれません。しかし、違憲の疑いと棚上げは検討会の多数意見です。それでどうしてまとめていただけないのかがすごい不思議。

○村井座長 ちょっと待ってください。やはり棚上げは多数意見だけれども、その多数というのは、今、9名ですね。

○森委員 そんなことはないです。やむを得ないというような御意見もパラパラあったと思

います。

○村井座長 ちょっと待ってください。今、やはりこの有識者の中で出てきたことの意見をまとめる以上のことはできません。これは9名でしょう。9名の方がそれを言っていてというのにはよく分かります。ところが、他にも委員の方は座長を抜いても9名いらっしゃるのです。やはりその中で書くべきだと私は思います。表現するべきだと思います。

一方、御努力されているブロッキングの法制化をするする進めるのではないだろうなという心配というのは、よく分かります。したがって、それを止めなければいけないだろうということもお考えなのはよく分かりますし、そうお考えの方がいらっしゃる、そこは中で何度も議論されているのではないかと私は思いますし、本文に、その3章の中に含まれているのではないかと。それでも足りないなら、4章の後ろに付録でつけたらいいのではないかと思いますけれども、しかしながら、ここで議論されていたことというのは、それがそのままではないですか。それが全てではないですか。今、皆さんが言っていること、その中のことはまとめていただいている、するする法制化が進むのではないだろうなという意見があること。そのことに反対をすること。それから、数字に関しては今日、承りましたけれども、つまり、そのこと自身がやはり全体のある意味スナップショットだと私は思います。

○森委員 先ほど丸橋さんが仰ったように、公正な集約が行われたいのではないかと懸念も我々にはある訳です。フェアではないまとまり方をするのではないかと。だから、そんなのは別にこれだけの大騒ぎになった訳ですから、資料から取りまとめ（案）から全部ネット上に上げておけばそれを検証できるのではないですか。それでなぜダメなのですか。

○村井座長 いや、ネット上に上げて検証していただくのは結構ではないでしょうか。そのためにも、これが一旦報告書として、これは多分報告書でパブコメを出すのかどうか私はルールがよく分からないですけれども、もう全部オープンにしてしまう。

○森委員 はっきり言って、パブコメなどはとんでもないです。だって、検討会の委員がまとめることに反対しているものについてパブコメはどういう手続ですか。

○村井座長 よく分からないですけれども、全部これがオンラインでアクセスできて、それを検証して、つまり、それをもってパブコメと私は言ったのですが、それを今、御提案されたのではないですか。

○森委員 パブコメなどは別にとらないです。ネット上にあらゆる資料が出ているのだから、それを見たい人、メディアの人も研究者の人も法律の人も技術者の人もそこにアクセスできるわけです。これが私達のSOPAだったのです。私達の大騒ぎの終わりです。そして、報告書が最後に出なかったとしても、それはそれでやむを得ないことなのです。

何で村井先生がどうしても報告書を出したいのか分からない。それは我々としては公正なものにならないのではないかと懸念がある上に、法制化をするする進めるための道具に使われかねない、そういう性質のものです。だから、ここは報告書が出ないのだったら出ないでしょうがない。私達は、本当はこの共同意見書の内容でまとめていただきたかったけれども、それがだめなら仕方ないです。

○川上委員 一言言わせていただきたいのですが、今、公正なものにならないと仰いましたけれども、はっきり言って、今回の報告書というのは私からすると大不満です。正直、それは森先生以下、大量のいろいろな要求がありまして、今の報告書というのはその意見が大幅に入っているのです。その状態で公正でないかと仰いますけれども、それは私の感覚とはそもそも全く違うと思います。

それと、とにかく先ほどから、最後は法制化になるからというのが理由になるのですけれども、法制化になるからというのがなぜ有識者会議の議論の根拠になり得るのですか。それはやはりおかしいですね。法制化になるからというのが根拠になるのであれば、我々だって、このブロッキングの法制化を実現したいというのがそもそもの動機なわけです。だから、そんなものはそもそも議論に上げるようなテーマではないと思うのです。ですので、あくまでも森先生が仰りたいことがあれば、それは理屈として文書にまとめて書いていただきたい。

○森委員 川上さんは最初からブロッキングを法制化するための検討会なのだと仰っているので、それは率直でいい意見だと思うのですけれども、我々としてはそういう前提で参加していないのです。そこは御理解いただきたい。

○村井座長 もちろん、それが前提ではないですね。だから、それもよく分かります。

どちらも前提、法制化ありきではないというのは最初から申し上げたとおりで、法制化に進むのが嫌な人と、法制化を早く進めるべきだという人が両方いるのは初めから分かっていたのです。だから、法制化を進めるための委員会なら、法制化を進めたい人だけ集めてやれば良かったのではないですか。そうではなくて、これはやはり両方の意見があった訳で、このことは大変重要な要素だと思います。このために法制化をこれだけ反対している人がいる中で進めるというのは、そう簡単ではないのではないかと思います。

もう一個、これは報告書などを出さない方がいいのではないですか。みんな賛成していないのだから。そうですよね。という訳で、賛成していないのだから、出さなくてもいいです。出さないと法制化は止まるのですか。

○森委員 そんなことは分かりませんが、出したら法制化は進みます。

○村井座長 出したら進むけれども、出さないと分かりません。

○森委員 そうです。そして、これだけあれば、さすがに国民の方達の見線も違うでしょうし、政治に行ったときの扱われ方も違うだろうと思います。

○村井座長 という訳で、是非これだけやれたということというのは、先ほど森さんが言っているようにどこにも隠していませんから、もう既にあちこちの新聞やマスコミに、もう出ていますから、それは大丈夫。

次、問題は、ここで1と2がちゃんとあれば、これは関係者の協力で、まず法制化以外のところをきちんと着手できませんか。次に、法制化にしても、リーチサイトとダウンロードの法制化はとにかく進められませんか。この2つが進められるというだけでも、私はこの報告書の価値があると思います。

○森委員 この2つは既に進んでいる話ですね。協力関係であって、それこそ村井先生の方

がよく御存知ですけれども、できて、粛々と進みつつあるし、先ほど吉田さんが言われたように、むしろブロッキングの法制化話が再燃したら、そちらは止まるかもしれないような話です。リーチサイトだってそうではないのですか。ここだけが玉を持っている訳ではないですね。他のところだって検討している筈だから、そちらで進むのではないかと私は思っています。決して、他のところの差し障りにはならないと思います。

○村井座長 エンカレッジにはなると思います。他の協力体制がこれを出したら壊れるかもしれないと仰るけれども、ここの中で協力体制をきちんとやれと言ったことに基づいて協力体制が進められるということもあり得ると思います。したがって、それはどちらもあり得るのです。それは分からないです。でも、この意見として協力体制、ISPと出版社と組んでやることをやる体制を作れよということここには言っているのです、そのことが水を差す結果になるとは私は思いません。法制化が進んだら水を差すのかもしれないです。それを森さんは仰っているのだと思うけれどもね。

○森委員 そうです。今、順調に進んでいますから。

○村井座長 だから、法制化を進めましょうとここは言っていないのだから。

○立石委員 村井先生、そこの件なのですけれども、最初から私、13日の件で違法でいつ逮捕されるかわからないというのに基づいて、ずっと未だにそうですね。この間、「漫画タワー」とか出たりして、またひょっとみたいな話もあったので、別に私は漫画家さんを侮辱していると思っていないし、我々も多分皆さんも侮辱していると思っていないですけれども、そこでみんな悩んでいる人達の話などはずっとそのまま、誰一人言及することもなくここまで来ているわけです。そこで信頼関係を築けというのは相当難しい話だと思います。そのためには、棚上げする、あるいは条件停止で一定の協力関係をするのは手伝うけれども、それでいろいろなことをやった上で、やはりダメだったからという話だったら乗れるとは思いますが、現状、こちらの事情はほぼゼロ、酌んでいただくことがない状況で、どこにも報告書にはそんなことが全く書いていません。

○中村座長 どうぞ。

○長田委員 すみません、我々の提案の最後の5行のところ、裏面ですね。そこはブロッキングを棚上げして、まずみんなでやりましょうよという話です。これが書いてあったらなぜいけないのかが分かりません。これでまずやってみようよということで、みんなで力を合わせて。だって、本当に新たな何かサイトが出るとかいろいろな話も出てくるわけだから、早く対策したほうがいいと思うので、これでみんながまずやる、そこで合意ができれば全然問題ないと思います。

○川上委員 なぜブロッキングを棚上げというのが、それは強要されるのか。9名の方が仰ると思いましたがけれども、9名の方がおられるから、このブロッキングを棚上げするのをとにかく実現しろということ先ほどから強要されているのです。それはそもそもおかしいですね。なぜ。

○長田委員 いや、おかしいと仰っている意味がよく分からないのですけれども、この5行

に込めた思い、つまり、やれることをみんなでやりましょうよというところは賛成して下さっているのだと思うのです。やることを進めるために、何か川上さんはブロッキングの法制化だけが目的というようにむしろ聞こえてしまうのです。この提案しているみんなの取組。
○川上委員 違います。

○長田委員 いや、違うと仰るのであれば、まずみんなでやれることをやろうというところに合意していただければいいと思います。

○村井座長 というわけで、これはもう堂々めぐりなのだけれども、先ほど提案していることは、やれることをやろうと言っているのです。それでブロッキングに関しては合意されないと言っているのです。

先ほどの立石さんの話の部分というのは、要は、ちゃんとISPのあれが守れるかと最初から仰っていますね。だから、それを根拠で入れたほうがいいと思います。十分入っていないというのは、立石さんが言われても入っていないのか、提出されても入っていないのか、私も細かいところはよくわからないのだけれども、もしそうだとしたら、それは修正したほうがいいと思います。だから、ちゃんとお考えは入れた方がいいと思います。

つまり、お考えは全部入れた上で、それはアズ・イズではないかと私は思いますけれども、森さんの意見はいつまでたってもこれは、つまり、ここで何かのアクションを起こしても起こさなくても法制化はするする行ってしまう可能性があるのだから、こいつをとめなければ人間としては成立しないという意見はよく分かるのだが、それをここで報告するのを止める話、とめると法制化はとまりますか。

○森委員 止めると結構な困難に直面することになります。報告書を出さなければ結構な困難があると思います。

○村井座長 誰に困難。

○森委員 法制化を進める人達にです。村井先生の仰るような両論併記の報告書を出せば、それはほとんど障害なく、するする進みますね。それはよく御存知だと思います。そういう効果も考えていただきたいと我々は思う訳です。

○福井委員 伺っていると、やれることをやろうよという点では全く皆さん、争いが無いように思います。一方、報告書という形で固定をしてパブコメをとるとということにはなかなか強い反対があるように思います。これは果たして委員の皆さんに賛同いただける提案なのか私は全くわかりませんが、そうであるならば、このやれることをやろうよの方を残して、報告書の形で公表する方は、今はしない。つまり、無期限でこの会議を延期して、報告書という形で報告してパブコメをとるということはやらないで置く、そういう選択肢はないものでしょうか。

パブコメをとろうにも、今、恐らく混乱するだけだと思うのです。なぜならば、やれることをやろうよというのはやってみないと、前提条件がどうなのか、みんな分からないと思うのです。そうすると、むしろ感情的な反発ばかりが集まってしまって、進めたい人にとっても困ることになるのではないかという気もするのです。であるならば、やれることをやって、

ちゃんと実施して検証する。その時まで、どうせ報告書案だかまとめ案だか分からないけれども、それは森委員の仰るとおりウェブには出るのでしょうかから、将来に向けての資料という意味では全部確かに出ますね。ただ、それは確定された報告書ではないという形。これは全くのジャストアイデアですけれども、それはやはり委員の皆さんで一致するのは難しいですか。

○森委員 我々は賛成です。無期限延期で結構です。

○川上委員 反対です。

○後藤委員 やはり村井先生が仰ったとおり、ここでまとめて報告書という形で反対論の意見を出した上で、まとめるべきだと思います。ごめんなさい。まとめないです。報告書ですね。もうこうなったら延々です。エンドレスになってしまいますから。申していますように、MioMioとかそういうもので実際に実害があるわけです。

○川上委員 今、後藤委員も仰いましたけれども、そのなぜ棚上げをするのかという根拠というのがやはり示されていないと思います。というのは、現時点でブロッキングを使わなければとめられない海賊版サイトというのはやはり存在するということが証明されているわけです。それはMioMioもそうですし、Anitubeもそうですし、その他、いろいろなサイトがありますけれども、現時点でブロッキングをしなくてもいいというような案は出ていません。現実にはそうです。それが出ているのであれば、出ていることを示していただきたいし。

○村井座長 ちょっと待って。その話はもう一丁目一番地に戻ってしまった。だから、一番最初に戻ってしまうのです。もう証明されていますというところから議論は確かに始まっているので、その中のことは、それぞれ今、記述されていると思うのです。だから、非常に難しい、他の方法では難しいという意見もありました。

だから、ブロッキングというのを技術的に排除しないということも皆さん、理解していると思います。ただし、ブロッキングみたいなことがどこかの命令とかで起こってしまったら、働いている人は大変なことになるよというのは立石さんの意見で、これも分かっているのです。したがって、そのことがこの議論の成果だと私は思いますけれども、今、福井先生が仰ったようにこれを出さない、やめようというので記録が全部残っているのだから、どうせ分かるのでしょうかというので、それでそのままいくというのも同じだと思います。今、ここで話したのは、だから、まとめというのはやめて、報告だけはして、では、いつの日かまた会いましょうと言って終わる。こういうことと余り変わらないような気がしますけれどもね。

○森委員 今、報告だけはしてとかちょろっと仰いました。

○村井座長 報告だけ。だから、報告という、つまり、取りまとめとは言わないというのが報告という意味です。

○森委員 それは反対です。私は福井先生の案に賛成だと思っていまして、これは非常にバランスのとれた案で、現在で何も報告せず、何も求めず、このような議論がありましたけれども、会議を無期限で延期する。無期限で延期している間に他の手段、その効果を見ることが出来ますから、違憲の疑いも解消することはできるかもしれませんし、そのためにも他の

手段で皆さんが一丸となって頑張るということだと思しますので、報告せず、取りまとめずと本検討会議を無期限で延期するというようにするのがいいと思います。

○川上委員 現状、もうまとまらないことというのはほぼ見えているのだと思うのですが、特に森先生に関しては、これはもう阻止するために自分はやっているのだということを明確に主張されていますので、正直、議論は無駄だと思います。ですが、そういうような手段をとられているという以上、これは普通、こういう場合は牛歩戦術とかそういうものがありますので、これがエンドレスに明日の朝ぐらまでやるというようなことにそのままなるのだと思うのですが、私はそれでも構いません。どこまで延長するのかというのを決めていただきたいのです。

○中村座長 福井さんと森さんが無期限に延期すると仰っているのは、この場で議論を続けるという趣旨ですか。

○福井委員 いえ、実行できる対策を実行して、そして、検証するまでの間、休会するというようなニュアンスでした。ただし、これは決して無期限棚上げということに同調している訳ではありません。検証しないと、これ以上議論が進められなさそうだから検証しようという意味合いで申し上げました。もっとも、これはあくまでも、この状況を打開するために全委員の同意が得られるならばというつもりで申し上げたことですので、同意が得られなければそれまでのことだと思います。

○吉羽氏（野間委員代理） 森先生も賛成されるであろう市民の取り組み等々を進めていく上でも、ここの今、第4章の最初の2つは生かしてという話があって、3つ目、4つ目はとってしまっていることなのだと思いますが、やはりこれは報告書の形で取りまとめた上で、必要な法制化と民間の協力をやりなさいということをごきちんとここで決めておく必要があるのではないかと思います。それを無期延期のような形になってしまうと、いつまでたっても協力体制がきちんつくくれるのかどうかというのに非常に心配をするのです。ですので、一致できない部分は一致できないということを明確にしなが、やれることをきちん報告すべきではないかと思いますが、如何でしょうか。

○吉田委員 その点に関しましては、業界全部を把握している訳ではないですが、通信事業者の責任としてそういった議論を進めるということ自体は報告書を取りまとめなくてもしっかりやらせていただければと思っております。JAIPA、立石さん、如何でしょうか。

○吉羽氏（野間委員代理） 私は、だけれども、必要な法制化の話を申し上げています。

○立石委員 ちょっと振られたので。そこに関しては、先ほども言いましたようにいろいろな局面がありますから、すぐに法制化がどんどん進むということではなければやってもいいのではないかな。信頼性の問題がありますけれども、そこはここで一旦見送るという形で飲んでいただけるのであれば、そこは我々としても考えるべきことであって、実際にそういう話は進めております。

○中村座長 私、最後の結論のところでもまとまらなかったと書くのは、大変な政治的なメッセージになると思うのです。これで今日、何らかの形で結論づけば、明日からの報道はほぼ

そればかりになるでありますから、それを見て法制化を考える権能を持っている方々がどう考えるかということに、そういう作用はあるだろうなどは思うのです。

ですから、私どもが今、ここでできることは、また繰り返しになりますが、「おわりに」のところに書かれた5つ目の○のところを残して、まず以上を進めるということと、ブロッキングは法制度の整備についてまとまらなかったということにして、なお、反対意見のある方、例えば法整備がこのままこれを受けて進んでいくことに強く懸念する多数の意見があるということで結構ですし、そういったことを明確にすることによって何とか収まりをつけることができないかなと思います。タイトルも変えてもよいのかと思います。

○森委員 長く書いても短く書いても両論併記の報告書であることには変わらないので、それには反対です。ですので、あくまでも手続として、福井先生の仰るように本検討会議を無期限で延期するというように決めていただければいいことで、書類は出さなくてもいいということです。

○村井座長 何もしないで、今、始められること、それから、法制化ができることというもののむしろブレーキにならなければいいですけれどもね。何もしないことがやはりこれだけ揉めているのだから、協力して何かをやるということにならないということであれば、それは問題だと思います。

○吉田委員 何もしないとやっている訳ではなくて、民間の協力推進に関しては速やかに招集して実施していきたいというように言っているわけです。

○村井座長 というわけで、私はそれしか言っていないつもりですけれども、だから、民間の協力をちゃんとやってください、省庁も協力してください、ここは内閣ですから、その中でそういう報告が出ているということは、それなりのインパクトがあると私は思います。そのことは、それも今、ここにいらっしゃるISPの方だけで動くことではないですし、そういう方達も協力していただかなければいけない訳で。

○森委員 民間でやると吉田さんも仰っている訳ですから、それを信頼されたらどうですか。そんな無理やり報告書とか取りまとめとか、このタイミングでここから出そうとしても、もはや完全にそこが争点だということみんなが分かっているから、それはもう上手くいきません。かえって、やはりここで。

○川上委員 無理やり報告書を止めようとされているのは森先生ですね。

○森委員 いやいや、でも、無理やり出そうとされているのはそちらですね。

○中村座長 どうぞ。

○長田委員 改めて我々の意見書の裏側のところの文章を入れてまとめれば。まとめればというか、報告にすれば森先生、もし皆さんが賛同していただければ、我々の出した。

○川上委員 賛同しません。

○長田委員 いやいや、全員ではないにしても、まず、やれることをやるというところに賛成して下さるのはどうでしょうか。

○林委員 まず、「以下のとおり合意することができた」と書かれている「以下」の中で合

意できているものではありません。「法制化について一旦見送った上」ということでは合意できていません。「本中間まとめの参考情報とする」ということについても山本委員は明確に反対をされていました。瀬尾委員も山本委員も委員として報告、そのときは「中間まとめ」というタイトルでしたけれども、座長の御提案の何らかの報告を出すことは委員としての責務であるという意見を表明されています。私もそのように考えます。なので、先ほど申し上げたように、村井座長の御提案に賛成いたします。

○吉羽氏（野間委員代理） 関係者が民間主導で連携してであるとか、リーチサイト規制の法制化、静止画ダウンロード、この辺は先ほど森先生も異論がないと仰っていたことは報告をして、割れているところは両論併記とするしかないのではないですか。

○川上委員 私も両論併記すること自体は、私としてはむしろ譲歩のつもりなのですが、この空気の中でまるで偏った意見のようにも見えてしまうのですが、これは割れている以上、両論併記しかないと思います。私も両論併記に賛成です。

○森委員 何度も申し上げますが、我々は両論併記の報告書のまとめには反対です。

○中村座長 分かりました。

○森委員 だから、もう結論は出ないのです。まとまらない。みんなの賛成をとって報告書を出そうとかまとめようとか、それは無理です。

○中村座長 だから、報告書とすることもやめ、ですが、現時点までの検討状況として我々が残すことはダメですか。

○森委員 全部ウェブサイトにありますから、それはダメです。どんな名称でも報告したり取りまとめたりしたら結局同じなので、全部ウェブサイトになっているから、それで十分です。

○中村座長 この紙を廃棄せよということですか。

○森委員 廃棄などは全然しなくていいですね。全て内閣府の方できっちりしたウェブサイトにおいて保存されるわけですから、国民の皆さんが見えるような形で。

○中村座長 では、中間まとめ（案）としてこれが残っていく。でも、今日の出た意見を反映させる必要はありますね。

○森委員 それも議事録で大丈夫です。

○中村座長 だって、読み物としてなかったら、これをもとに議事録と参照しろというのは不親切な気がする。

○村井座長 議事録にも私の提案は入れていただけるのですか。

○中村座長 それは入りますよ。

○森委員 今、仰ったことが全て書かれるので、それは全然大丈夫なのではないですか。

○中村座長 できることは、いろいろな個別な意見があったではないですか。修文意見とか。入れられるものを全部入れて、なおもこれは何とかの案としてある。つまり、いつか開かれるかもしれないこの会議に出すための資料として残しておく必要はあるかな。

○村井座長 かなり危ないところも議長にお任せいただけると先ほど話があったから、そう

すると、それバージョンの、今、用意したまとめ改め報告みたいなものというのは作ることができませんけれども、それは公表しないということですね。

○森委員 ダメです。作ってもダメです。

○村井座長 作ってはダメ。

○森委員 作ってはダメ。だって、それでまとまっていないのだから。

○村井座長 だから、まとめと言っていない。

○森委員 そんな名前だけの話ではないですか。まとまらないにするとか、落語ではないのですから。

○村井座長 やはり森さんが落語だと思います。申し訳ないけれども、そこまで言うと、違和感があります。

違和感その1は、もうこちらのものは悪い奴で、悪いことを進めようとしているのだから、もうそれがばれたのだから、とっとと正直に告白しろみたいなことを仰ったけれども、そんなことはありません。それは事実ではないのです。

私がどんな思いでこのインターネットのブロッキングに対する思いを持っているかは、森さんも分かっていると思います。インターネットをブロックするという事はDNSでブロックするという事は、先ほど黙っていましたけれども、技術的には物すごいリスクがあるので。だから、それは私も何度もこの会議でも申し上げています。私は専門家として、誰よりもよく知っているつもりです。

したがって、ここに対して下手な法制化をされたらとんでもないことになるということもよくわかっています。その中で議論が進むと思っていますので、そこに関しては法制化にプロセスの中で先ほどの林先生が仰ったような話の一部は、もう法制化の一部なのです。この文言はどうやってこれが受け入れられるのか、どうなのかみたいな話でしょう。その議論はどこかで誰かがやるのではないかとはいえますけれども、それはやってほしくないという気持ちもよくわかります。

ただし、ここで議論できているのは、やはりそこまでなのです。つまり、法制化の文言の一個一個を決めるところをここで決めている訳ではないし、それから、例えば事務局は、とっとと法制化を進めなければいけないから頑張っているのだらうと、それに座長も同調しているのだらうというのは邪推だし、そういうつもりで議長は私達2人ともやっていません。

皆さんが言っていることをできるだけ入れながら、やはりそれがここでの時間が無駄にならないようにするために社会の中で何を残すか、これだけ考えてやってきましたので、それに全部意味がなかったというのならそれでもいいと思いますけれども、森さんのその意見は皆さんの意見だと私は思いません。

○森委員 無駄になどは全くなりませんね。だって、インターネット上で公開してみんながアクセスできるわけですから、議論の細部に至るまで分かる訳です。どうしてそうやって書類をつくらうとかまとめようとかされるのですか。その理由が分からない。

○村井座長 森さん、それなら、どうしてここへ来るのですか。ここは会議ですよ。

○森委員 分かりました。

○村井座長 内閣の会議です。このことを考えるための議論するための有識者を集めた会議です。これだけ集めるのにどれだけコストがかかっていると思いますか。

○森委員 仰るとおりです。私は先ほども申し上げましたように、ここに出てきた以上、私の仕事は国民のために何がいいのかということを考えて行動することだと思っているのです。

○村井座長 それは全員がそう思っている。

○森委員 そうですね。そうしたら、報告書をどうしても出さなければいけないとか、どうしてもまとめなければいけないというのはなぜですか。我々にはそれを出さない理由があります。なぜなら、それが法制化をスムーズに進めるからです。どうして報告書のまとめを必ずしなければいけないのですか。

○村井座長 ちょっと待ってください。報告書をまとめるとまとめではないです。報告書をダンプするだけなのです。私が言っているのはまとめないと言ったのだから。それは法制化を進めるのです。まとめというのは法制化を進めると言ったからまとめるのをやめようと言ったのですけれども、何で、ここで報告書を書くとな法制化が進むのですか。これの根拠は何ですか。

○森委員 それは両論併記の報告書が出たら、それをもとに行政で検討したけれども、やはりこれは法制化の必要があるという判断をして前に進めることができるからです。そんなことはここにいる人のほとんどが知っています。村井先生はなぜ紙をどうしても出さなければいけないと思われるのですか。そんなに重要なことですか。ここまで充実した議論が行われて、資料もアップロードもされる、議事録もアップロードされるのに、何が必要なのですか。

○村井座長 割合重要なことだと私は思っていますけれども、皆さんのお時間を預かっているのは議長として責任がありますので、その内容を取りまとめておくというのはやらなければいけないと思ってやってきましたが、まとめるなど言うので報告だけはしようと思ったわけです。これは皆さんの報告で嫌なら、私個人の報告でも別にいいです。だけれども、こういうことをみんな議論したらこういうことになりましたという報告はやるべきだと私は思っています。なぜならば、これだけの時間、皆さんの時間をお預かりしてここまで議論していただいたわけですから、それぞれ時間をたくさん使っていただいたのをよくわかっていますので。

○森委員 それは何度も申し上げますけれども、私達が信頼できるような両論併記にならないかもしれないし、それだったらいっそのこと、資料と議事録を全部公開していただいた方がよほど公正で、よほど国民の皆さんにとって役に立つ情報提供だと思います。

○村井座長 森さんがその意見を変えないということによく分かりました。

○森委員 無期限延期で。

○村井座長 その判断は私達にはここではできません。

○森委員 そんなことはないですよ。座長なのだから。

○村井座長 ちょっと待って。これだけ座長の言っていることを否定しておきながら、何で

座長なら何でもできると言うのか。

○森委員 失礼しました。判断していただかなくて結構です。何も決めないで、このまま流会ということでも私は構いません。

○林委員 せっかくの福井先生の御意見だったのですけれども、私は無期限延期には反対です。やはりけじめはつけるべきだと思います。瀬尾委員も山本委員も仰っていたとおり、私達はここで議論してきたことを残す、それが私達の責務だと思います。

この後、多分、今の状況では無期限延期しても変わらないでしょう。やはりここで、ここまで9回やってきたことを残す。タイトルはもう全部、中村座長、村井座長にお任せしますので、まとまらないでも私はいいと思います。もうここまで来たからには。

以上です。

○中村座長 何がしかの紙、膨大な資料と議論のエキスの部分を何らかの形で残すというのはしたいと思います。それが座長ペーパーでもまとまらないというタイトルのペーパーでも何でもいいと思うのですけれども、これを今日の議論も踏まえてこうだったよねということを残すということは我々の責務だろうなと座長としては思いますので、それに対する反対も批判も幾らでもお聞きしますし、9人の方々がこういう多数意見があるのだということ仰るのだったら、それをこのまとまらないペーパーにつけても結構ですので、それで引き取らせていただくわけにはいかないでしょうか。

○森委員 検討会議の報告書みたいなのはもちろんダメですよ。

○中村座長 はい。その意見は承知しました。

○川上委員 どうして森先生の意見が基準になるのでしょうか。何で森先生の意見の指示どおりに先ほどから一生懸命進めているように思うのですけれども、森先生は先ほどから仰っているように、理屈ではないのです。自分はこの法制化をとめるためにやってきた戦士であるということ仰ってしまして、そのためにはどんな手段もとると言われているのです。それは議論にならないです。それはやはり両論併記にさせていただくしかないですし、それがダメだということを1人が主張すれば、それは9人なのかもしれませんけれども、それが有識者会議で通るのですか。

○森委員 私は戦士とか言っていないですし、どんなことでもやるとも言っていないので、またそんなことを仰いますと川上さんのパブリックイメージを毀損することになってしまうと思うのですけれども、そんな無理に。

○川上委員 今、現実にそうされていますね。

○森委員 そんなことはありません。違憲審査基準に従って違憲の疑いがある。だから、棚上げすべきであると言っているだけです。今日、違憲審査基準を変更しようみたいな御提案もありましたけれども、本当は、あれは8回目までみんな同じ基準の上に乗って議論してきたことなのですね。

だから、それは川上さんにとっては法律のことだから分からないかもしれないし、最初からブロッキングを法制化しようと思ってこの会議に臨んできたのだから、それはすごい邪魔

ではないかもしれませんが、私には私の理屈があってこの会議に臨んでいるし、それを皆さんに説明できていると思います。

だから、ここで紙を作らないでくださいと言っていることも、それはもちろんブロッキングの法制化を防ぐためだけれども、それはなぜかと言えば、現状では違憲の疑いが払拭できないからです。効果検証していただいて、これで立法事実もあるし、他の手段も無いということが分かりましたと言ったら、もう合憲になるのだから、そのときはまた別の判断ということですね。

○川上委員 であれば、違憲の疑いがあるという意見は、この報告書の中にもう既に載っているわけです。なぜそこから一歩進んだ手段が許されているのですか。それは横暴ですね。

○中村座長 座長としては、9人からの連名の御意見というものを重視して、先ほど森さんの話があったので、その後の村井座長からの提案もありましたから、その意見もそのままですか、そのやり方ではだめですかと聞いて、意見を変えたという方はおられないので、その数というのに鑑みて、では、そのようにまとめずに何らかのことを残すということで引き取るというのが今ここでできるせいぜいのことかなと考えます。

それについて、森さん以外の方で反対の方はおられますか。座長として引き取る。ブロッキングについてはまとめない、できることは進めると書く。実態上、この会議を次、いつか開くことになるかわからないので、延期は延期だということだと思いますけれども、そのような扱いで今のそれが我々の検討状況だということで、もちろん、直しますから調整も必要ですが、一旦この場は収める。

○森委員 それでも、結局はこの検討会議の結論になる訳ですね。

○中村座長 いや、結論とはしない訳です。

○森委員 検討会議の結論は出なかった。だけれども、座長としてはこうだみたいな報告書ですか。

○中村座長 今、できるのはそれぐらいではないですか。それについての森さん以外の方の引き取り方の反対というのがありますかと聞いてみているのです。

○丸橋委員 当然、反対です。

○中村座長 では、残るのは、今日の間取りまとめ案、これを修正しないで、これが残る、あとは議事録が残るということですか。

○村井座長 ちょっと待って。修正しないというのはないですね。だって、今日、修文するというのでみんな議論しているのだから。

○中村座長 それをするのを通せということでしょう。

○村井座長 1章、2章、修文していただいたのですね。まだ足りないところがあるのですね。これを修文していただくはずですね。その議論を今日はしていた筈だものね。それはいいですね。

○中村座長 それを残すなというのが御意見なので。

○森委員 マイクの電源もなくなりつつあるのですが、それもそんなのは結構です。何でそ

んなことがすごい重大なミッションになるのですか。この議事録も残っている訳です。これをこう直してくれ、分かりましたで、それでいいではないですか。だから、我々は紛らわしい紙を出さないでくださいと言っているのだから、絶対そんな大きなミッションではないです。このままにしましょうよ。

○中村座長 このままというのは、紛らわしい文書ではないかと思うのです。

○村井座長 よくわからない。だって、これはまとめようと思って準備した文書ですね。このことは認めないですか。

○森委員 それは、我々はきちんとまとめていただいたものだとは思いませんでした。私の情報開示のこと一点をとってもそうです。そんな話をしていいのだったら、幾らでもする話はあるのです。あえて控えていました。

○村井座長 ちょっと待って。そうしたら、では、そもそも頑張っているいろいろな意見を言っていたいただけれども、森さんだけではなくて、それで反映されたところも反映されていないところもあるが、これで諦めましょうということですか。

○森委員 そうです。

○村井座長 つまり、まとめ能力がないので、では、やめましょうということを行っているのですか。

○森委員 そのとおりです。

○村井座長 それは皆さんの意見だとは私は思いません。それだったら、何で、今日、来て議論するのですか。

○森委員 それは9名の意見書でまとめていただけるのではないかなと思って、そういう期待を持って来たからです。

○村井座長 つまり、自分の意見から一步も違わないことをやってくれるなら認めるが、そうでなければ認めないと、こう森先生は仰っているのですね。

○森委員 そんなことはないですよ。先ほどから法律家全員を多数にしてもいいし、3章の参考意見のところを削除してもいいと言いました。だけれども、違憲の疑いと法制化棚上げは、我々9人は、絶対にそこから離れない。

○村井座長 分かりました。では、その9人の人、考え方としては18人の委員の方がいらっしゃるの、これで9人と9人の意見がこういうようになったということではないかと思えますので。

○森委員 でも、福井先生の無期限延期の御意見もありますし、それは我々9人も賛成ですから、多数です。どうしてそこで座長がそんなにお困りになるのですか。多数の意見を確認されるのに、どうしてそんなに紙をつくらなければいけないのですか。

○中村座長 今日出た議論を残したいのではないですか。

○森委員 議事録の形でしっかり残るではないですか。

○中村座長 議事録を読んで、これも読まなければいけないのでしょうか。

○森委員 そちらは読まなくていいです。

○中村座長 どうぞ。

○福井委員 現在の議論は大分近い気はします。先ほど中村座長の言葉の中には、実質的な期限を定めない延期のようなものであると、なぜなら取りまとめないのだから。確かに村井座長が取りまとめないと仰ったときに、その方向というのはある意味出ているような気がするのです。その随分近いところが何とか埋まらないかなと思いつつ、今、伺っていたし、多分、両座長の御苦勞もそこにあるのかなと思うのだけれども、修文自体、そんなにこだわることですか。森先生。

つまり、取りまとめるか、取りまとめないかというところは結構大きい。取りまとめなかったという事実はやはり重いではないですか。まとまらなかったのだから。つまり、それはこの会議体の結論ではない訳だから。しかし、まとまらなかったけれども、我々はこちらまで来たのだよということは、今日、出た議論なのだから反映しておきたいというのが多分、最後に修文はしたいというお話だったのではないかと思います。そこは何かならないですか。

○森委員 それは大変申し訳ないのですけれども、福井先生がイメージされているのは、多分、今日の会合の資料として載せていただくような感じですね。第9回の資料として。

○福井委員 取りまとまらなかった最終形態みたいなね。

○森委員 でも、正直なところ、そういうようにして扱っていただけるといように信用できないところがあるのです。別にいいではないですか。そんな修文をどうしてもしなければいけないわけではないですよ。しかも、私の意見もどうせ入らないのだし。

○村井座長 これは永遠に終わらないので、これでやめましょう。

座長としてできること、今の御意見を伺って、できる限りのことはいたします。だけれども、それ以上のことはできません。だって、これは全部意見が違ふのだし、一歩も譲っていただけない部分もあるので、名誉のために申し上げておくけれども、座長はどちらの意見、どうしたいということからは完全に独立した個人の意見は別として持った中で務めてまいりましたが、これをもう一回やろう、無期限やろうということをして今日申し上げるつもりはございませんが、ここまで延ばす、15日まで延ばすのも相当調整をさせていただいてスケジュール、皆さんが出てこられるようにという調整をさせていただきましたので、そういう意味では大変活発な御意見には感謝しつつ、これ以上の議論は、今日は、ここは無理だと思いません。あとは座長としてやりたいことはできる限りのことをしたいと思えます。全ての人の意見をもうこちらからこちらまで、全ての意見をよく分かっているつもりなので、それを含めてこの後のプロセスにかからせていただきたいと思います。

私からは以上でございますけれども、今日の座長は中村さんでした。

○中村座長 この場、今日、これでお開きになると、この後、次は特に予定をしていないということで、いわゆる期限のない延期ということになります。なので、無期限に延期しましょう。この会合体が死ぬ訳ではないので、形として議論の場が続いているということになります。

今日いただいた議論をどのように扱うのか、何か今日の議論を踏まえた今日の状況みたいなことを作るのかどうかも含めて、今、村井さん仰ったように、こちら側で引き取らせていただいて、その行動に対する御批判とか御懸念があったら、またそれを表明していただければ結構ですし、また、そのような場を設けてもいいかもしれませんが、そのようにして、ひとまずこの場を閉めるということによろしいですか。

○川上委員 それは結局、森先生の言っていることがゴネ得になったという理解でよろしいのでしょうか。

○中村座長 9名の方々が意見をおろさないということを反映しての今の時点で我々がさばけることかなと思いました。森先生が中心にお話をされましたけれども、皆さん、他にどうなのですかと聞いた時に他の方々も意見を変えないということの反応をしておられたので、そのように扱うしかないかなと感じた次第です。それでよろしいですか。

○川上委員 それは要するに両論併記もしないということですね。

○中村座長 3章までは、もう今日の議論。

○森委員 いや、もうそのままです。両論併記もしないということです。その案文がウェブサイトアップされているわけですから、それを御覧くださいということで、ここからは書類はいかなる名目のものも出ないということです。

○村井座長 いやいや、今日の議事録は私達の責任です。

○森委員 失礼しました。そうです。今日の議事録は出る。

○村井座長 今日の議事録には、今日の議論は反映させていただきます。

○中村座長 ということで閉めましょうか。

○村井座長 閉めましょう。

○中村座長 ということで、ひとまずこの場をお開きにしたいと思いますが、今後のことも含めて、住田局長からお話を頂ければと思います。

○住田局長 今回の検討会議、御参加いただきまして、ありがとうございました。

最初から最後まで異例尽くめでございましたけれども、今回の議論というのは政府としてもどういう意見があって、どういうプロセスで何があったかという、これだけ大勢の方が御覧になっているので、よく皆さん、共有できたのではないかと思います。

いずれにせよ、目的は海賊版を可能な限り叩く、海賊版が儲からない仕掛けを作ることですので、政府としては引き続き、皆様を含めて幅広い方々の御協力のもとでさまざまな方策を進めていくということで、これは変わりがないと思っております。

どうもありがとうございました。

○中村座長 事務局から何か連絡はありますか。無いですか。

では、散会いたします。どうもありがとうございました。